

第2章 本市におけるみどりの課題

2-1 みどりの現況

(1) 本市の概況

本市は、北部の南アルプスに連なる山地から南部の駿河湾に面する海岸まで変化に富んだ自然環境を有し、四季を通じて様々な景観を楽しむことができます。市域の北部には大井川流域や安倍川流域の山地が広がり、豊かなみどりと水を供給しています。そして、安倍川、富士川の下流には扇状地、あるいは興津川の下流には谷底平野が形成され、市街地が发展しています。南部には日本平や大崩海岸をはじめとした特徴ある地形がみられます。また、多くの場所から富士山と市内の山々、河川、海岸が一体となった景観がみられ、富士山を背景としたみどりと水の景観は、本市の特徴的な景観であり、市民の原風景と言えます。平成 25（2013）年 8 月には、羽衣伝説のある名勝三保松原が世界文化遺産富士山の構成資産として登録されました。

気候は温暖で、冬でも晴天の暖かい日が多く、この特性を活かしてお茶やミカン、イチゴ等の栽培が盛んに行なわれています。

本市には史跡・文化財が数多く、古くからの歴史や文化を今に伝えています。弥生時代後期の住居跡、倉庫跡、水田跡等が発掘された登呂遺跡、徳川氏の時代に建てられた久能山東照宮、駿府城公園、旧東海道と蒲原、由比、興津を始めとする宿場町等、市を代表する建造物やみどりが多く残っています。

平成 15（2003）年 4 月に旧静岡市と旧清水市が合併し、平成 17（2005）年には政令指定都市に移行しました。さらに、平成 18（2006）年には旧蒲原町が合併し、平成 20（2008）年には旧由比町が合併したことで、現在の市域面積は 141,193ha（静岡県の都市計画（資料編）（令和 6 年 3 月 31 日現在））の広大な面積を有しており、静岡県の文化、経済の中心都市となっています。一方で、本市の人口は平成 2（1990）年から減少を続けており、人口減少をはじめとした人口構造の変化への対応が求められます。

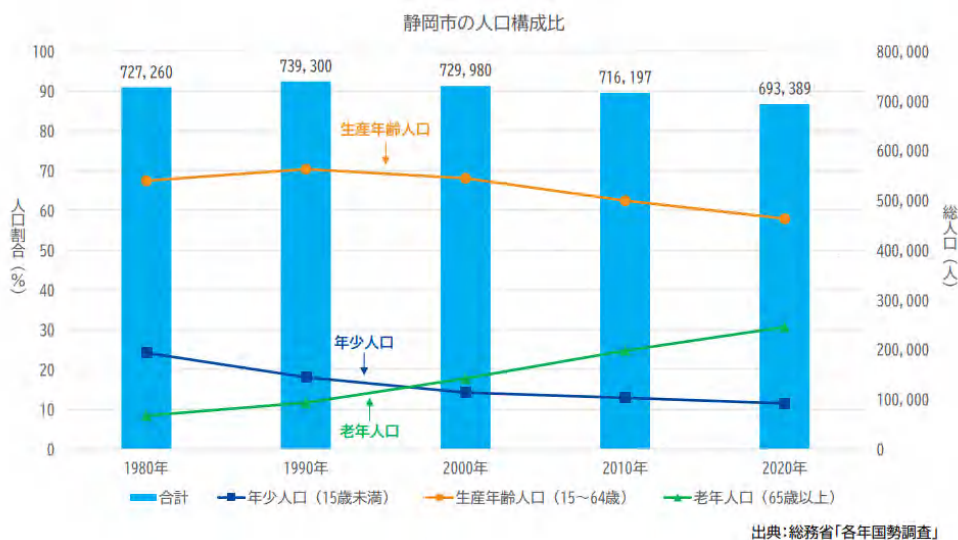


図 静岡市の人口推移

（出典：静岡市の人口減少の要因分析と対策に向けた調査研究最終報告書）

(2) みどりの総量

① 都市計画区域におけるみどり

本市の都市計画区域（23,490ha）のみどりの総量は 11,540.44ha で、都市計画区域に対する割合は 49.1%となっています。

みどりの区分別で見ると、有度山や賤機山等の市街地を囲む丘陵地や山地に広がる山林が 5,237.26ha と、みどりの総量の 45.4%を占め最も多く、次いで丘陵地や山裾に多く分布する畑が 2,804.69ha、24.3%となっています。

一方、都市公園は令和 5（2023）年度末で 481.76ha を開設しており、大規模な都市公園のみどりが有度山の山裾や安倍川等の河川敷、三保松原等、本市の豊かな自然の中に位置しています。また、主に平野部に広がっている市街化区域内においては駿府城公園や草薙総合運動公園等が整備されています。

表 都市計画区域におけるみどりの総量
(出典：静岡市都市計画基礎調査（令和 3（2021）年、令和 4（2022）年）、
静岡市緑地政策課資料（令和 6（2024）年）)

区分	面積 (ha)	合計面積に占める割合 (%)
田	333.42	2.9
畑	2,804.69	24.3
山林	5,237.26	45.4
水面	539.09	4.7
自然地	1,473.83	12.8
その他自然地(自然的土地利用内の、荒地や原野などの可住地となりうる土地を抽出)	659.84	5.7
公共施設緑地等	10.55	0.1
都市公園（供用）	481.76	4.1
合計面積	11,540.44	100.0
合計面積の都市計画区域面積に占める割合 (%)		49.1

※公共施設緑地等について都市計画基礎調査（R3）より算出しています。また、田、畑、山林、水面、自然地、その他自然地(自然的土地利用内の、荒地や原野などの可住地となりうる土地を抽出)について都市計画基礎調査（R4）より算出しています。

② 市街地を囲む山地・丘陵地のみどり

本市の市街地を竜爪山、有度山、賤機山、谷津山、梶原山、薩埵山、浜石岳、御殿山等の山地・丘陵地が取り囲んでいます。市街地のどこにおいてもこれらの山地・丘陵地のみどりを眺めることができ、市民のふるさとの景観となっています。桜の名所になっているところも多く、花見をはじめとした市民のレクリエーションの場として親しまれています。

また、世界農業遺産である「静岡水わさびの伝統栽培」が実施されているわさび栽培地域である有東木地区をはじめとして、市街地を囲む山地・丘陵地では人々の営みが美しい風景を形成しています。

③ 駿河湾

市域の南側は駿河湾に面しており、石部から蒲原にかけて海岸が広がっています。三保松原は、平成 25（2013）年 6 月に世界文化遺産富士山の構成資産に登録され、世界的に評価されています。

清水区には国際拠点港湾があり、街と水辺が一体となった環境・景観が形成されています。

④ 山地・丘陵地と駿河湾を結ぶ河川

本市では、富士山や南アルプス等により自然豊かな山地景観が形成されています。

また、南アルプスの前衛の山々を水源とする安倍川とその支流の藁科川、田代峠を水源とする興津川、長野県、山梨県から流れ下る富士川等の河川が市域を北から南に流れ、駿河湾に注いでいます。これらの河川は、水遊び、釣り、河川敷を活用したスポーツをはじめとしたレクリエーションの場として市民に親しまれています。

⑤ 郊外の一団の農地

市街地郊外の平坦部には一団の水田等が広がり、良好な環境や景観の形成に寄与しています。

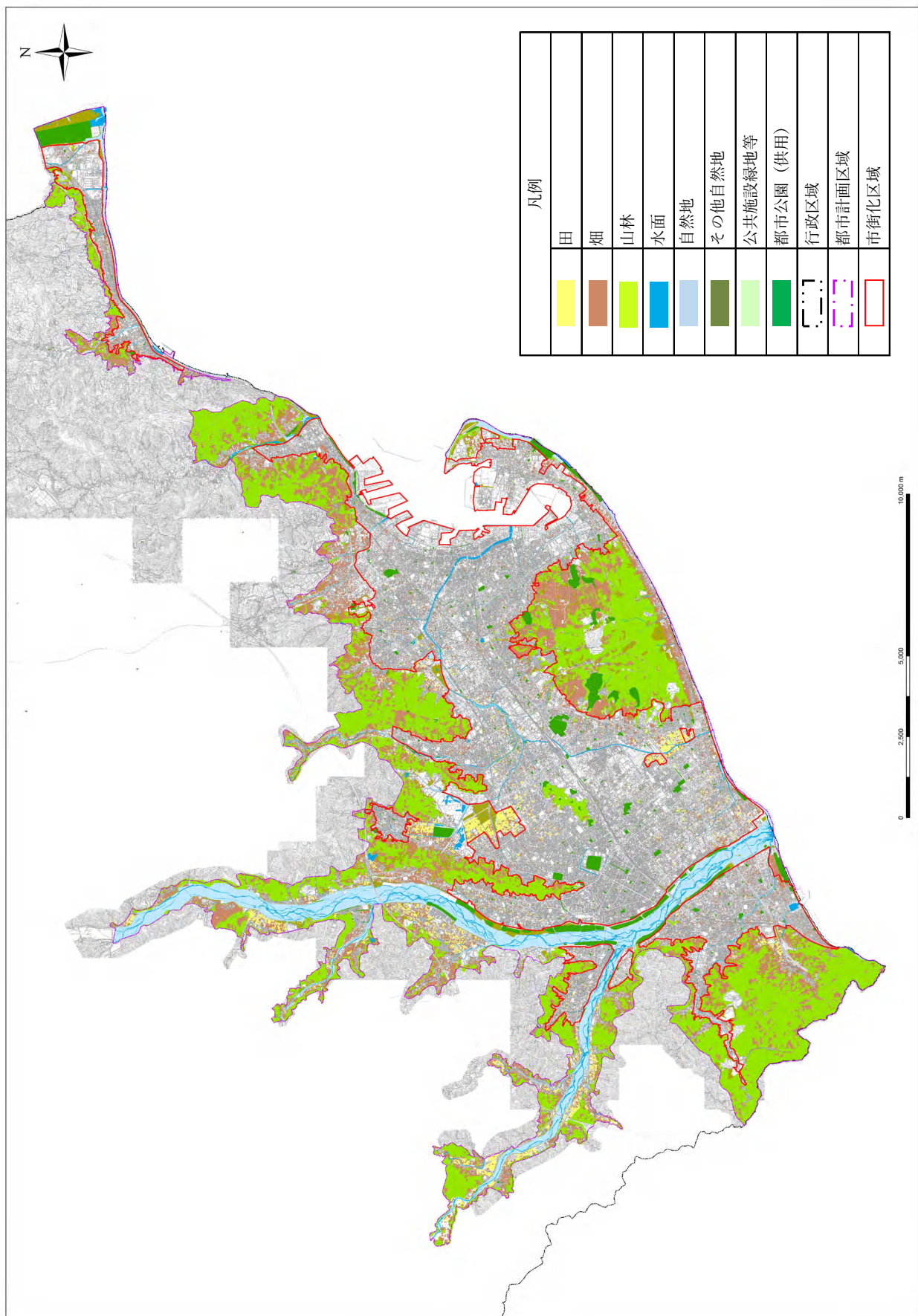


図 みどりの現況（出典：都市計画基礎調査（令和 3（2021）年、令和 4（2022）年）、静岡市緑地政策課資料）

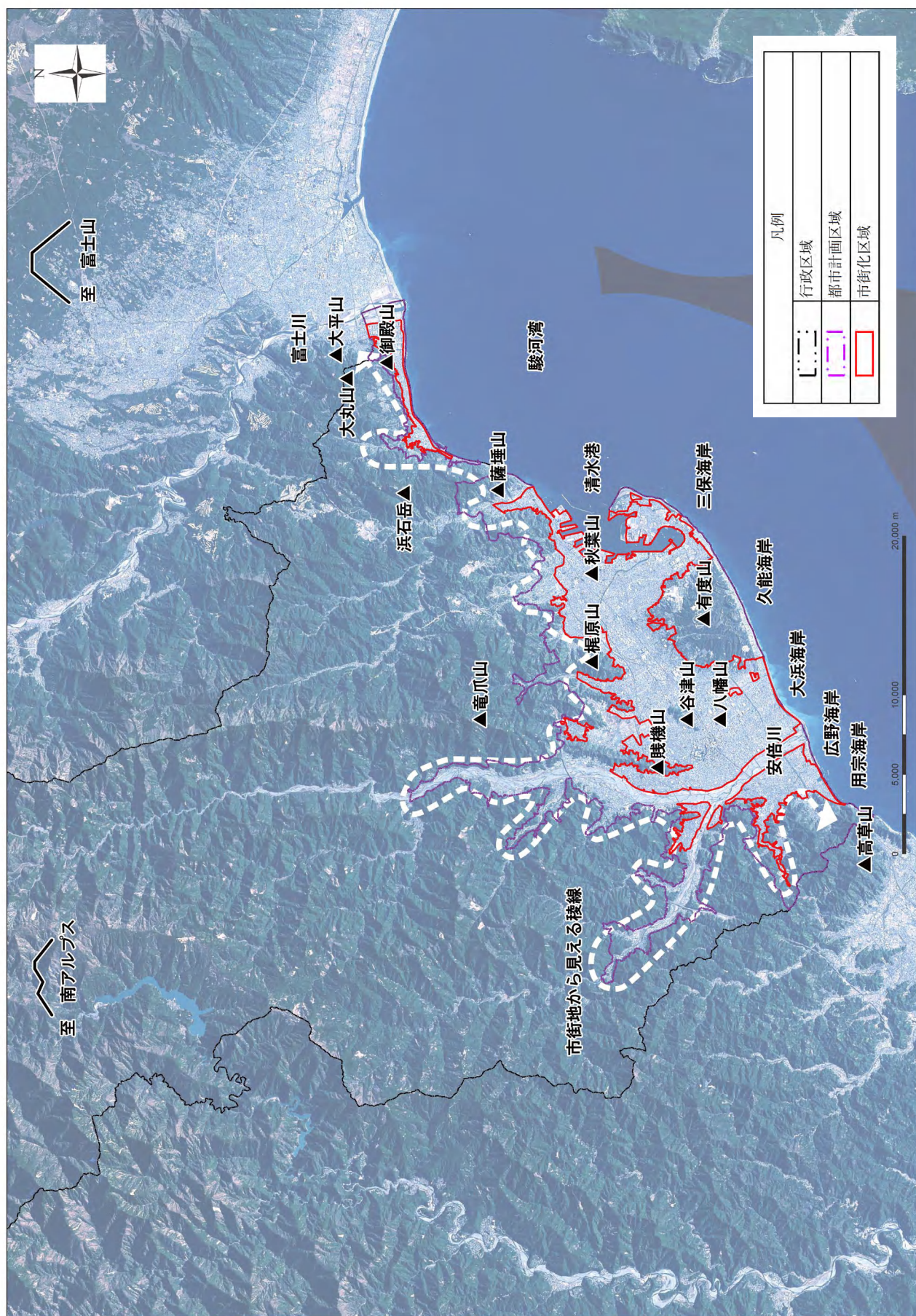


図 航空写真で見るみどりの現況（出典：地理院地図（写真）を加工して作成）

(3) 緑地現況

都市公園や公共施設緑地等の施設緑地と土地利用規制や条例で確保される地域制緑地のそれぞれについて緑地の現況を整理します。各緑地の区分と現況量は下表のとおりです。

なお、今後の緑地現況の把握方法としては、緑地の現状を定量的に把握し、計画的・戦略的にその保全及び緑化を推進するため、国が整理する簡易的な緑被率の算定手法等の導入を検討します。

【参考】本市の都市計画区域に占める緑被率（令和 6（2024）年 11 月時点）約 40.7%

表 都市計画区域における緑地現況量
（出典：都市計画基礎調査（令和 3（2021）年）、静岡市緑地政策課資料（令和 6（2024）年））

区分		面積(ha)	m ² /人
施設緑地	都市公園	481.76	7.29
	公共施設緑地等	10.55	0.16
	施設緑地合計	492.31	7.45
地域制 緑地	風致地区	2,764.70	41.86
	生産緑地地区	203.40	3.08
	農振農用地区域	2,148.13	32.52
	県立自然公園	1,995.00	30.20
	保安林区域	220.29	3.34
	名勝指定区域	109.70	1.66
	地域制緑地合計	7,441.22	112.66

※人口 1 人あたりの整備量の算出には、都市計画区域人口は 660,519 人（出典：静岡市の都市計画（資料編）（令和 6 年 3 月 31 日現在））を用いています。

※公共施設緑地等、農振農用地区域、保安林区域について都市計画基礎調査（R3）より算出しています。

※各区分の面積には重複部分があります。

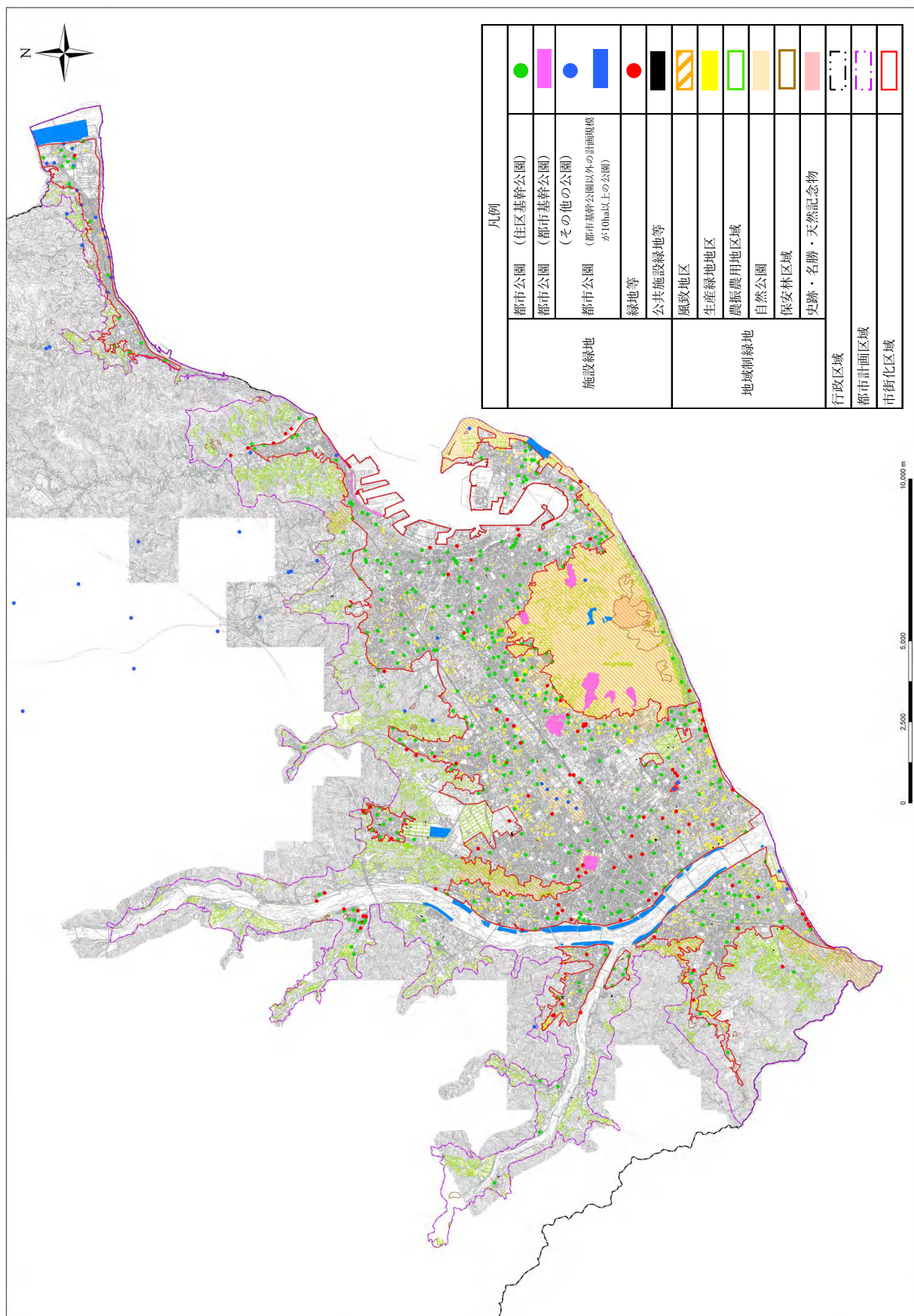


図 緑地現況 (施設緑地・地域制緑地)
 (出典：都市計画基礎調査 (令和 3 (2021) 年)、静岡市緑地政策課資料)

① 施設緑地等の現況

施設緑地としては、都市公園の他に、都市公園以外の公有地で公園に準じる機能を持つ施設、駅前広場、街路樹等のみどりがあり、これらの都市計画区域内における面積は492.31haとなっています。また、その他のみどりとしては、河川のみどりや民有地のみどり等、様々なみどりがあります。

■ 都市公園

本市では、都市計画区域全体で、都市公園を536ヶ所、481.76haを整備しており、種別ごとの内訳は、住区基幹公園では、街区公園を418ヶ所、69.12ha、近隣公園を22ヶ所、39.37ha、地区公園を2ヶ所、12.54ha、都市基幹公園では、総合公園を5ヶ所、96.27ha、運動公園を2ヶ所、42.21ha整備しています。このほか、風致公園、歴史公園の特殊公園を12ヶ所、41.38ha、都市緑地及びその他の緩衝緑地等を合わせて75ヶ所、180.87ha整備しています。

都市公園536ヶ所のうち、約8割の455ヶ所が市街化区域に位置していますが、市街化区域内の都市公園面積は187.23haと、都市公園全体の面積481.76haの約4割となっています。また、都市計画区域内の人口1人あたりの整備量は7.29㎡です。

住区基幹公園は、市街化区域を中心に配置していますが、街区公園については市街化調整区域においても、住宅団地等に整備している箇所が多数存在します。一方、市街化区域内であってもいくつかの地区では街区公園が整備されていません。また、近隣公園については配置にやや偏りがあり、近隣公園がない地区が広く存在しています。

都市計画決定されている都市公園は、169ヶ所、1,261.38haあり、そのうち供用済は154ヶ所、392.17haで、整備の進捗率は面積比で約3割に留まっています。

表 都市公園の整備状況（令和5（2023）年度末現在）（出典：静岡市緑地政策課資料）

区分			現況					
			都市計画区域			市街化区域		
			整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
			ヶ所	面積 (ha)		ヶ所	面積 (ha)	
	住区基幹公園	街区公園	418	69.12	1.05	377	64.17	1.04
		近隣公園	22	39.37	0.60	20	35.28	0.57
		地区公園	2	12.54	0.19	2	12.54	0.20
	都市基幹公園	総合公園	5	96.27	1.46	2	32.29	0.52
		運動公園	2	42.21	0.64	1	26.40	0.43
基幹公園 計			449	259.51	3.93	402	170.68	2.77
特殊公園		風致公園	11	35.58	0.54	1	2.71	0.04
		歴史公園	1	5.80	0.09	1	5.80	0.09
都市緑地			72	179.54	2.72	48	6.71	0.11
その他の緩衝緑地等			3	1.33	0.02	3	1.33	0.02
都市公園 計			536	481.76	7.29	455	187.23	3.03

※人口1人あたりの整備量の算出には、都市計画区域人口は660,519人（出典：静岡市の都市計画（資料編）（令和6年3月31日現在））を用いています。

■都市公園以外の公共施設緑地等

<公共施設のみどり>

・公共建築物のみどり

市役所や文化施設といった市民が多く訪れる施設では、樹木の植栽やプランターの設置等による緑化を行っています。小学校、中学校では、敷地沿道部や校門付近での樹木の植栽等による緑化を進めています。清掃工場や下水処理場では、敷地沿道部等を中心に緑化が進められています。

・道路のみどり

国道、主要な県道や市道において、街路樹を整備しています。樹種では、高木はソメイヨシノ、トウカエデ、マテバシイ、サザンカ、ケヤキ、ツバキ、ハナミズキ、クロガネモチ、シラカシ、イチョウ等が、低木はサツキ、ヒラドツツジ、アベリア、カンツバキ、シャリンバイ、トベラ等を多くの路線に植栽しています。

・都市河川のみどり

市街地内の中小河川では、改修時に環境に配慮した整備や親水性のある水辺空間の整備を実施しています。

<民有地のみどり>

・住宅地等のみどり

本市では、土地区画整理事業を多く実施しており、今日まで計画的なまちづくりを進めてきました。これらの区域では、街区公園のみならず、庭木や花壇によって地域住民が緑化を行っており、沿道の街路樹と一体となってまち並み景観を形成しています。

有度山周辺の住居系地域の一部では緑地協定を締結し、地域住民の手によるみどり豊かなまちづくりを進めています。また、社寺には巨木や樹林地がみられ、市街地内の貴重なみどりとなっています。一方、住宅と工場が混在、密集している地域では、緑化が進んでおらず、みどりの少ないまち並みが見受けられます。

・商業・業務地のみどり

市街地の中心部や各地域の商店街は、十分な緑化がなされていない地域が一部ありますが、近年小さなスペースを活かし、花をベースにした緑化がみられるようになってきています。

また、大規模なショッピングセンターでは、敷地沿道部への植栽により緑化が行われているところがあります。

・工業地のみどり

清水港の工業地域は、みどりの少ない環境でしたが、港湾事業の推進等により緑化が進みつつあります。国道 1 号沿道の工業地域は、敷地沿道部への植栽により緑化が行われているところがあります。

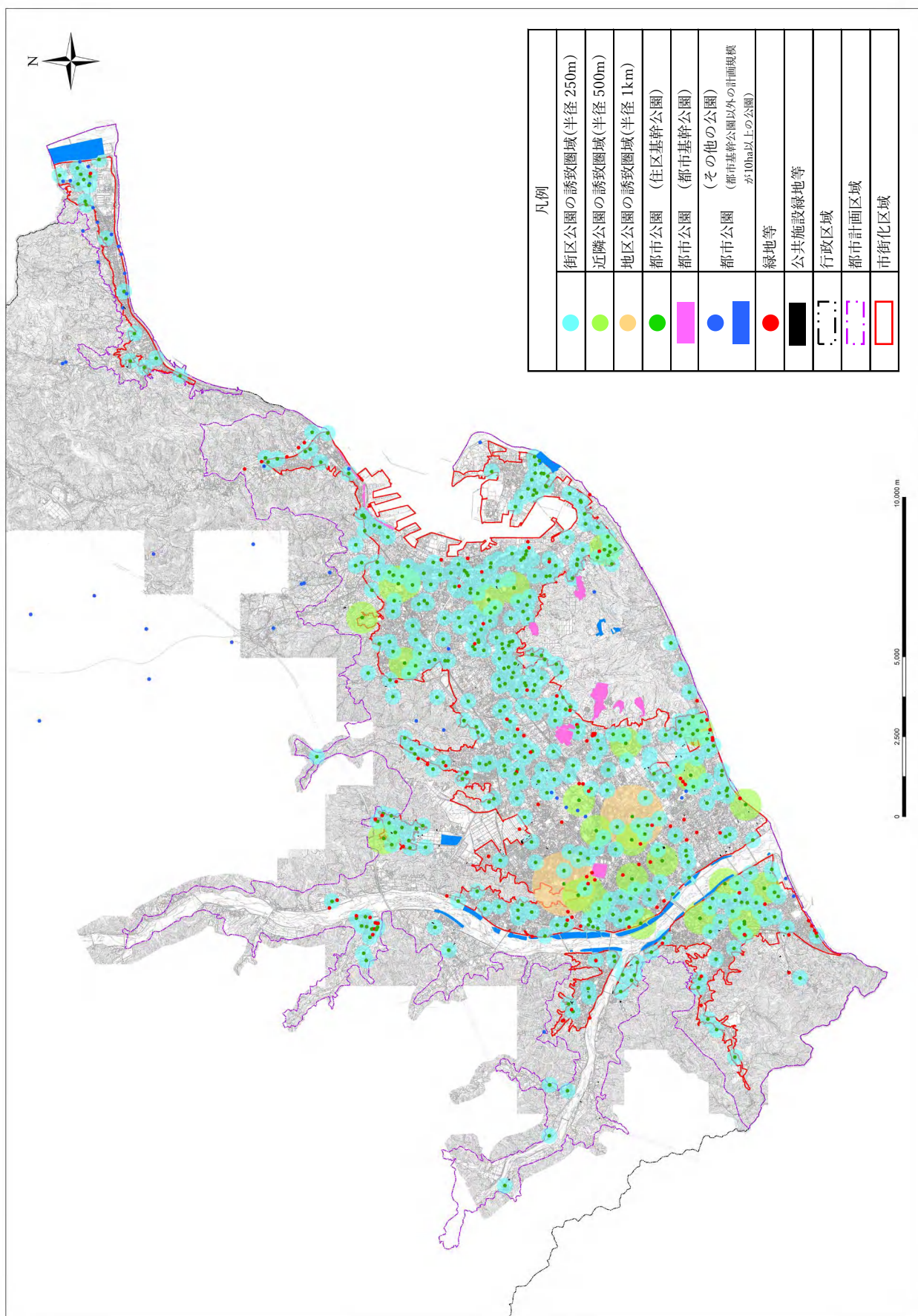
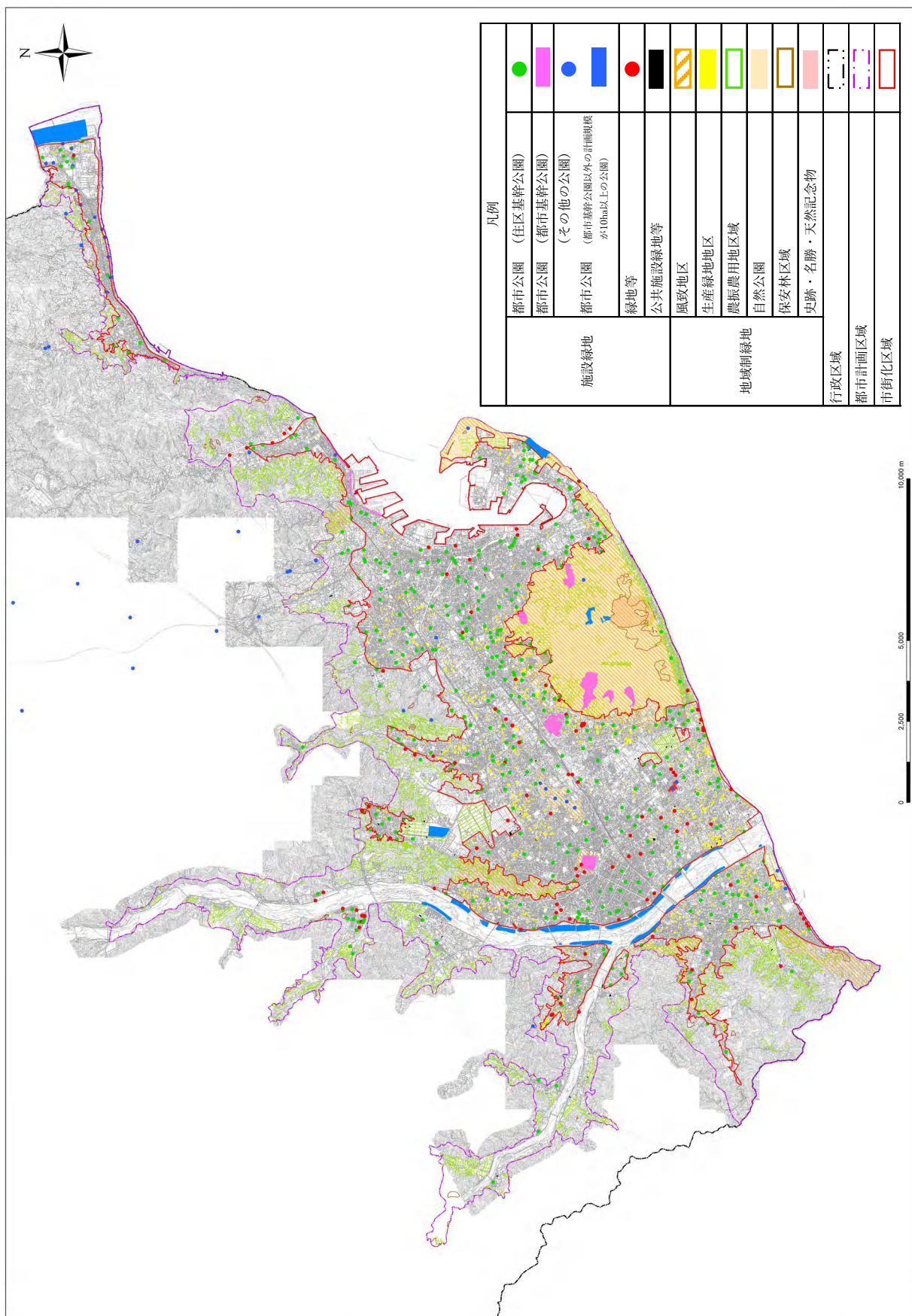


図 施設緑地の現況（出典：都市計画基礎調査（令和3（2021）年）、静岡市緑地政策課資料）

② 地域制緑地の現況

地域制緑地としては、都市の風致を維持するため、有度山、城内、賤機山、谷津山、大浜久能海岸、大崩、向敷地・丸子、横砂山、三保久能海岸、清見寺を都市計画法の風致地区に指定しています。また、有度山や三保久能海岸は、優れた自然の風景地を保護するとともに利用の増進を図るため、自然公園法による県立自然公園に指定されるとともに、文化財を保存し、かつその活用を図るために文化財保護法による名勝に指定されています。

さらに、「静岡市みどり条例」の基本理念に基づき巨樹・古木によるみどりの保全を図るため、特に保存する必要がある樹木又は樹林を「保存樹木（林）」として指定し、維持管理に対する支援を進めています。保存樹木（林）は主に社寺を中心に指定が多い状況となっており、市内各所に点在しています。このほか、主に市街化調整区域に分布する森林や農地が、保安林区域、農振農用地区域等に指定され、また、市街化区域内の農地の一部は、良好な都市環境の確保等を目的に、都市計画法の生産緑地地区に指定しています。これらの地域制緑地の面積は 7,441.22ha となっています。



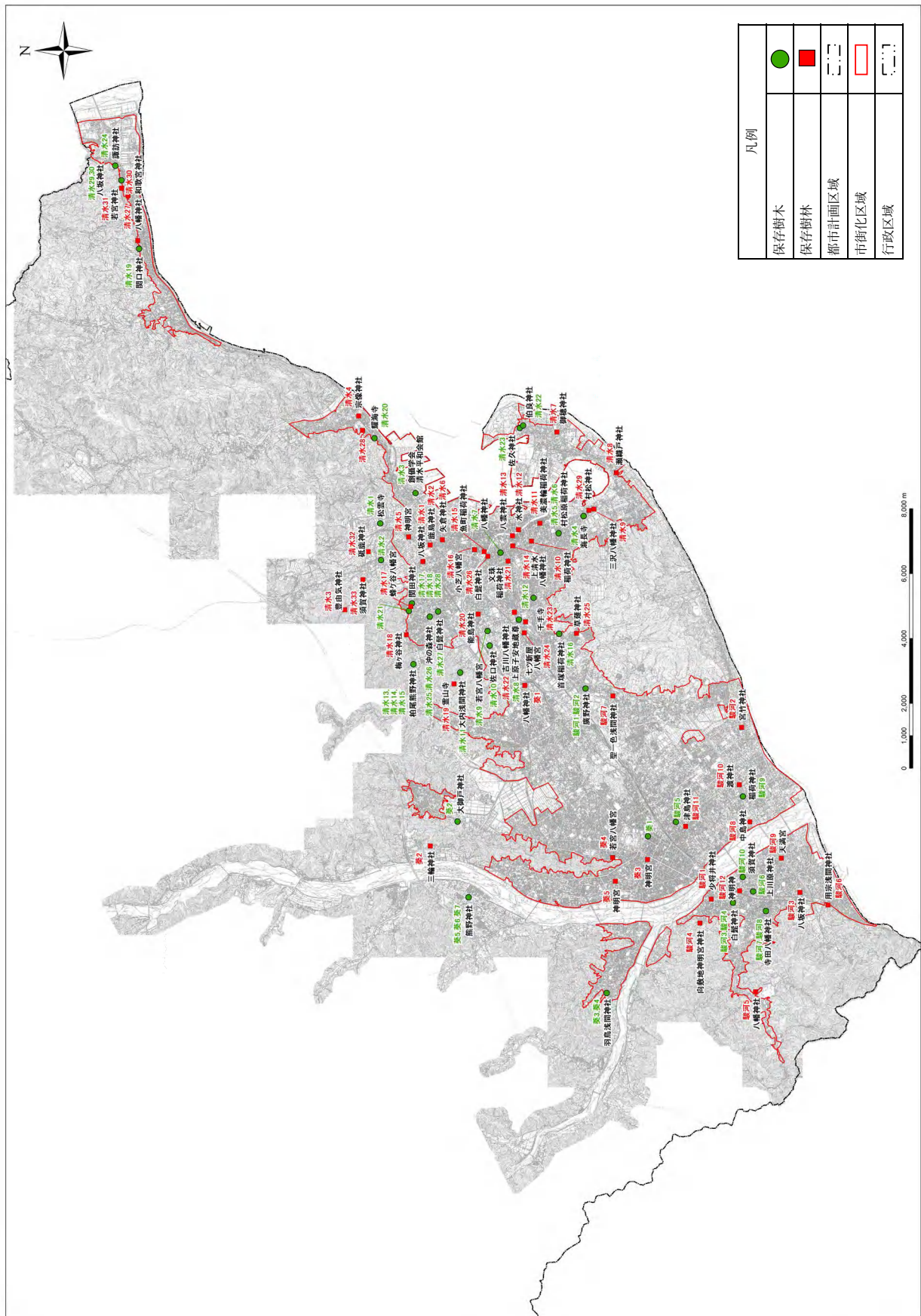


図 保存樹木・樹林現況（出典：静岡市緑地政策課資料（令和 6（2024）年））

表 保存樹木一覧（出典：静岡市緑地政策課資料（令和 6（2024）年））

	指定 番号	所在地名称	所在地	樹種
葵 区	1	民間施設	葵区追手町	メタセコイア
	2	大御戸神社	葵区有永	タマノキ
	3	羽鳥浅間神社	葵区羽鳥本町	クスノキ
	4	羽鳥浅間神社	葵区羽鳥本町	クスノキ
	5	熊野神社	葵区安倍口新田	イチョウ
	6	熊野神社	葵区安倍口新田	イチョウ
	7	熊野神社	葵区安倍口新田	クスノキ
駿 河 区	1	廣野神社	駿河区国吉田	クスノキ
	2	廣野神社	駿河区国吉田	クスノキ
	3	白髭神社	駿河区手越原	クスノキ
	4	白髭神社	駿河区手越原	クスノキ
	5	個人	駿河区稲川	ソメイヨシノ
	6	上川原神社	駿河区上川原	クスノキ
	7	寺田八幡神社	駿河区寺田	クスノキ
	8	寺田八幡神社	駿河区寺田	クスノキ
	9	稲荷神社	駿河区西脇	クスノキ
	10	須賀神社	駿河区東新田	クスノキ
清 水 区	1	松雲寺	清水区尾羽	カシ
	2	個人	清水区庵原町	ヤマモモ
	3	宗教施設	清水区横砂南町	クロマツ
	4	海長寺	清水区村松	クスノキ
	5	村松原稲荷神社	清水区村松原	クスノキ
	6	村松原稲荷神社	清水区村松原	クスノキ
	7	八幡神社	清水区入江南町	イチョウ
	8	上原子安地蔵尊	清水区上原	イヌマキ
	9	若宮八幡宮	清水区堀込	クスノキ
	10	佐口神社	清水区長崎新田	クスノキ
	11	大内浅間神社	清水区大内	クスノキ
	12	民間施設	清水区有東坂	シイ
	13	柏尾熊野神社	清水区柏尾	シイ
	14	柏尾熊野神社	清水区柏尾	シイ
	15	柏尾熊野神社	清水区柏尾	シイ
	16	首塚稲荷神社	清水区草薙	クスノキ
	17	関田神社	清水区山原	クスノキ
	18	関田神社	清水区山原	クスノキ
	19	関口神社	清水区蒲原堰沢	シイノキ
	20	耀海寺	清水区興津本町	クスノキ
	21	個人	清水区蜂ヶ谷	べにふじ
	22	伯良神社	清水区三保	クスノキ
	23	佐久神社	清水区三保	タブ
	24	諏訪神社	清水区蒲原	シイノキ
	25	沖の森神社	清水区石川	クスノキ
	26	沖の森神社	清水区石川	エノキ
	27	白髭神社	清水区石川本町	クスノキ
	28	関田神社	清水区山原	ダイオウショウ
	29	八坂神社	清水区蒲原	ソメイヨシノ
	30	八坂神社	清水区蒲原	ソメイヨシノ

表 保存樹林一覧（出典：静岡市緑地政策課資料（令和6（2024）年））

	指定 番号	所在地名称	所在地	樹種
葵 区	1	八幡神社	葵区瀬名川	クスノキ他
	2	三輪神社	葵区下	スギ、クスノキ他
	3	神明宮	葵区屋形町	クスノキ他
	4	若宮八幡宮	葵区浅間町	クスノキ他
	5	神明宮	葵区神明町	イチヨウ他
駿 河 区	1	少将井神社	駿河区手越字御所	クスノキ、イチヨウ
	2	宮竹神社	駿河区高松	モチノキ他
	3	八坂神社	駿河区広野	クスノキ他
	4	向敷地神明宮神社	駿河区向敷地	クスノキ、イチヨウ他
	5	八幡神社	駿河区丸子	タブノキ他
	6	用宗浅間神社	駿河区用宗	クスノキ他
	7	聖一色浅間神社	駿河区聖一色	モチ、シイ、スギ他
	8	中島神社	駿河区中島	マツ他
	9	天満宮	駿河区下川原	クスノキ他
	10	渡神社	駿河区西島	クスノキ他
	11	津島神社	駿河区馬淵三丁目	クスノキ・イチヨウ他
	12	神明宮	駿河区丸子新田	エノキ・イチヨウ他
清 水 区	1	八坂神社	清水区八坂北	シイ、ヒノキ、クスノキ他5種
	2	鹿島神社	清水区西久保	シイ、クスノキ他4種
	3	豊由気神社	清水区庵原町	ケヤキ、クスノキ
	4	宗像神社	清水区興津中町	クロマツ他3種
	5	神明宮	清水区袖師町	クスノキ、シイ、モチ、イチイガシ
	6	矢倉神社	清水区矢倉町	クスノキ、シイ
	7	御穂神社	清水区三保	クロマツ、クスノキ
	8	瀬織戸神社	清水区折戸	クロマツ
	9	三沢八幡神社	清水区宮加三	クロマツ他3種
	10	稻荷神社	清水区岡町	クスノキ
	11	美濃輪稻荷神社	清水区美濃輪町	クスノキ、イチヨウ、エノキ
	12	水神社	清水区富士見町	クロマツ他3種
	13	八雲神社	清水区上一丁目	クロマツ他3種
	14	上清水八幡神社	清水区上清水町	クスノキ
	15	魚町稻荷神社	清水区江尻町	クスノキ
	16	小芝八幡宮	清水区小芝町	クスノキ、ケヤキ
	17	蜂ヶ谷八幡宮	清水区蜂ヶ谷	シイ
	18	梅ヶ谷神社	清水区梅ヶ谷	カシ他5種
	19	霊山寺	清水区大内	シイ、コウヤマキ、スギ
	20	能島神社	清水区能島	シイ
	21	文珠稻荷神社	清水区桜橋	クスノキ他
	22	吉川八幡神社	清水区吉川	シイ、クスノキ他4種
	23	千手寺	清水区上原	シイ、クスノキ、ヒノキ、モチ他7種
	24	七ツ新屋八幡宮	清水区七ツ新屋	クスノキ、シイ
	25	草薙神社	清水区草薙	クスノキ、ヒノキ、マツ、スギ他
	26	白髭神社	清水区入江	クスノキ他
	27	八幡神社	清水区蒲原中	ブナ他
	28	個人	清水区興津中町	クスノキ他
	29	村松神社	清水区村松	クスノキ他
	30	和歌宮神社	清水区蒲原三丁目	ケヤキ・サクラ他
	31	若宮神社	清水区蒲原三丁目	ヒノキ・サクラ他
	32	砥鹿神社	清水区原	シイ他
	33	須賀神社	清水区原	シイ・スギ他

(4) 緑視率

緑視率は、人の視界に占めるみどりの面積の割合で、日常生活の実感として捉えられるみどりの量です。その割合が約 25%を超えるとみどりが多いと感じる傾向があり、緑視率が高まるにつれ、「潤い感」、「安らぎ感」、「さわやかさ」等の心理的効果が向上するとされています。

本計画では、市民が日常生活の中でみどりを感じることでできるまちの創出を目指し、主要駅前における中心市街地において、現状の緑視率を把握しました。

① 緑視率測定地点の選定

都市再生整備計画における事業が進行しており、これらの取組と並行したみどりに関する空間の創出が求められる箇所を選定しました。

② 緑視率の算出手順

緑視率の算出にあたっては、測定地点の写真を撮影したうえで、画像処理ソフト「PhotoShop (adobe)」を用い、写真上のみどりの部分を塗りつぶし、その面積比率を算出しました。

③ 緑視率の計測方法

緑視率の計測対象となるみどりは、直接視覚で認識できる樹木（幹・枝等を含む）や草地、壁面緑化、芝生等のみどりとしします。ただし、擬木や造花等の人工物、緑色に着色された造形物等は対象としません。また、人の視野について本測定では、カメラによる撮影をした写真に占めるみどりの面積を算出します。なお、カメラの設置高さは、標準的な人の視線の高さにほぼ等しい約 1.5m とし、測定地点は歩道上と、測定方向は道路方向を基本とします。

④ 緑視率の測定結果

測定地点における緑視率の測定結果について以下に示します。

表 測定地点における測定結果一覧

地区名	緑視率 (区域内測定地点の平均値)
駿府ふれあい地区	13.7%
清水駅周辺地区	9.1%
草薙駅周辺地区	19.3%

(5) 緑地行政における財政状況

① 財政状況の推移

本市における都市公園の整備や管理にかかる費用は、年度ごとに実施される事業によりばらつきはあるものの、全体としては減少傾向です。また、その内訳についてみると、公園管理費については概ね 10 億前後で推移していますが、公園整備費については減少傾向にあります。

また、本市の財政状況についてみると、歳入においては大幅な増加は見込みにくい状況であるとともに、社会保障関係経費の増加が見込まれる厳しい状況にあり、都市公園の整備や管理にかけられる予算についても今後更に減少する可能性があります。このことから、既存の都市公園については市民・事業者との連携により効率的な管理を実施するとともに、新たな都市公園の整備にあたっては、民間活力導入（指定管理者制度、Park-PFI、PFI 事業等）により、限られた財源の中で質の高いみどりを創出する手法について検討することが求められます。



項目	主な内訳
公園管理費	公園内樹木管理業務、プール監視等管理業務、遊具点検業務公園内電気料、公園内清掃業務、公園施設修繕料、公園用地借地料 等
公園整備費	公園整備工事費、公園測量設計費、公園用地購入費、物件移転等補償費、用地取得に係る不動産鑑定費 等
緑化推進費	配布用花苗費用、保存樹木等保全補助金、生産緑地地区都市計画変更図書作成業務、街路樹維持管理費用（平成 21（2009）年～平成 29（2017）年） 等
街路樹維持管理費	街路樹維持管理費用（平成 30（2018）年～令和 3（2021）年） 等
その他	緑化協議会補助金、人事管理費、基金積立金 等

図 緑地行政における財政状況の推移

② 公園・緑地整備面積と財政状況の比較

整備面積の推移についてみると、年度により整備面積の多い年度と少ない年度があります。例えば、令和3（2021）年度に供用開始したあさはた緑地等の大規模な都市公園を整備した年度については、整備面積が突出して多くなっています。

また、整備面積と整備費の関係性についてみると、全体を通して推移には特に傾向はなく、公園整備費が各年度の整備面積に即時に影響を及ぼしてはいません。整備費は、当該年度の公園への導入施設内容や、用地取得時期により、大きく影響されていると考えられます。

今後の都市公園の整備にあたっては、財源の平準化が予想されることから、限られた財源の中で、集客力のある魅力的な都市公園の創出を推進することが求められます。また、施設整備によるハード面だけを頼りに集客するのではなく、供用後のイベントの開催や市民活動の場としての活用等のソフト面による取組も合わせて実施することで、市民・事業者との共創により魅力的な都市公園としていくことが重要となります。

例えば、あさはた緑地は遊水地機能を有する自然豊かな緑地であり、園内は「原っぱ」や「水辺」を中心としたオープンスペースが主となった構成となっていますが、指定管理者や市民団体等によるイベントの開催や、自然学習の場としての活用により、多くの市民に利用される緑地となっています。このように、市民・事業者との共創による供用後のソフト面における取組を見据えたハード整備により、集客力のある魅力的な都市公園を創出する手法についても積極的に検討していくことが求められます。



あさはた緑地 全景

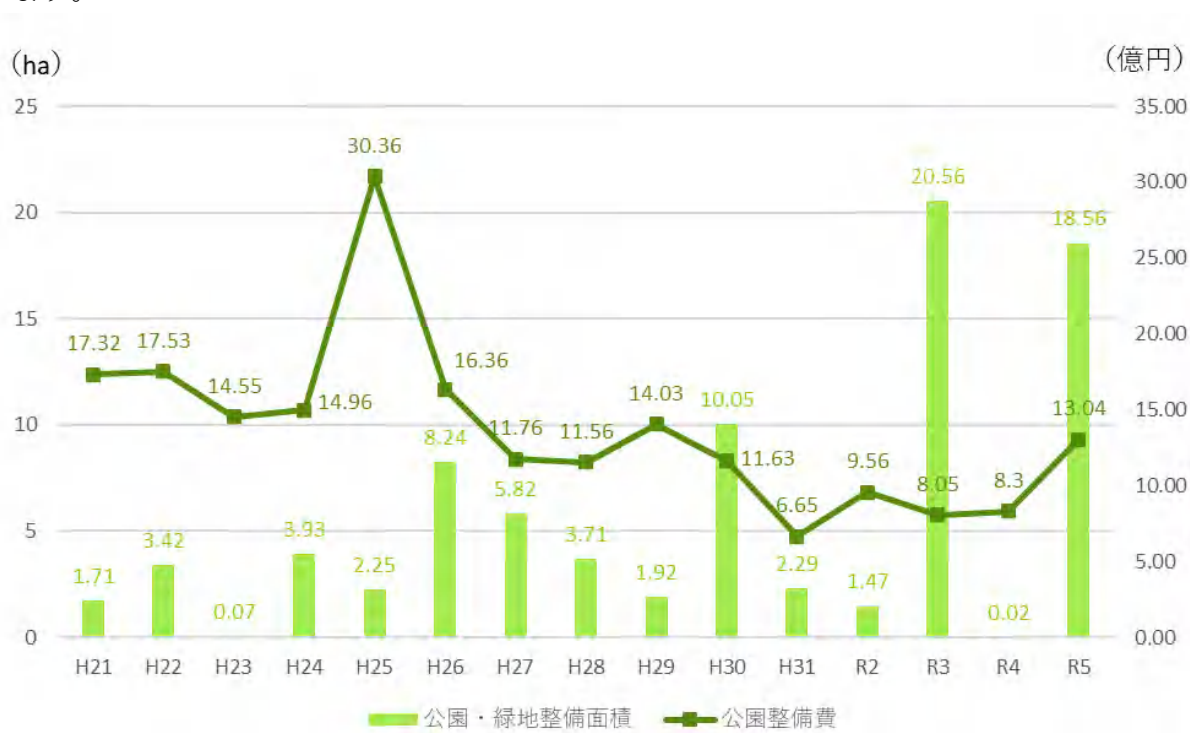


図 公園・緑地整備面積と公園整備費の推移

2-2 前計画の検証

みどりの基本計画（前計画）は、基準年次を平成 25（2013）年とし、概ね 20 年後の実現を目指した計画であり、平成 27（2015）年の「静岡すみどり条例」制定時に改定版を策定しました。

本計画を策定するに当たり、前計画のみどりの将来像「人と自然と歴史が織りなす みどりと水辺の物語 しずおか」を実現する取組の進捗状況を検証します。

(1) 都市公園の整備目標の達成状況

前計画の整備目標として、令和 4（2022）年の中間目標、概ね 20 年後の長期目標の目標水準を示しており、令和 3（2021）年度末の進捗は以下のようになっています。

① 身近な地域にみどりが多いまちだと思う市民の割合

市民意識調査における、身近な地域にみどりが多いまちだと思う市民の割合については、現況（令和 3（2021）年度末）の値が 67.8%となっており、平成 25（2013）年の計画策定時の値である 75.6%より減少しています。



図 身近な地域にみどりが多いまちだと思う市民の割合の達成状況

【考察】都市公園等の施設緑地が増加しているものの、市民の身近な地域にみどりが多いまちと感じる割合は減少していることから、既存のみどりについて適切な管理や柔軟な利活用を推進することで市民に身近なみどりの質を向上していくことが求められます。また、街路樹をはじめとしたまちなかの樹木は、近隣への落葉や鳥類による糞害への対策として強剪定される傾向にあり、市民の身近な地域にみどりが多いまちと感じる割合の減少に影響していることが推察され、適切な管理の推進が求められます。

② 担保性のある緑地の都市計画区域面積に対する割合

担保性のある緑地（都市公園等の施設緑地と土地利用規制がある地域制緑地の総計）の都市計画区域面積に対する割合については、現況（都市公園は令和 5（2023）年度末、それ以外は令和 3（2021）年度末）の値が 33.7%となっており、平成 25（2013）年の計画策定時から横ばいの状況となっています。



図 担保性のある緑地の都市計画区域面積に対する割合の達成状況

地域制緑地においては、名勝指定区域の面積が増加した一方で、生産緑地地区や農振農用地区域、保安林区域の面積が減少しており、また、施設緑地においては、都市公園の面積は増加しているものの、整備の遅延がみられます。

市街化区域では、今後も宅地化の進展によりみどりが減少していくことが予測されることから、都市公園等の整備推進や市街地内の樹林地や農地の保全、市街地を取り囲む豊かな山地・丘陵地のみどりの保全及び向上を図り、担保性のある緑地の維持を図ることが求められます。

【考察】都市公園については整備が進められ面積が増加している一方で、生産緑地地区については、農地保全の担い手不足等を背景として面積が減少したことが推察されます。なお、農振農用地区域については、大谷・小鹿地区の市街化区域編入に伴う農振農用地区域の解除等により減少しています。

表 担保性のある緑地の推移

(出典：静岡市都市計画基礎調査（令和3（2021）年）、静岡市緑地政策課資料（令和3（2021）年）)

名称	H25 面積 (ha)		R3 面積 (ha) ※都市公園のみ R5 面積		面積の推移 (H25→R3)	
	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域
都市公園	414.6	173.6	481.8	187.2	67.2	13.6
風致地区	2,760.2	0	2,764.7	0	4.5	0
生産緑地地区	220.4	220.4	203.4	203.4	-17.0	-17.0
県立自然公園	1,995.0	35.5	1,995.0	35.5	0.0	0.0
農振農用地 区域	3,063.0	0	2,148.13	0	－	－
保安林区域	391.5	4.5	219.81	0.48	－	－
名勝指定区域	105.6	6.0	109.7	6.1	4.1	0.1
合計	8,950.3	440.0	7,923.0	432.7	－	－

※農振農用地区域及び保安林区域の面積の推移、担保性のある緑地の合計面積の推移については、平成 25（2013）年と令和 3（2021）年で算出方法が異なるため、面積の推移については「－（比較なし）」としています。

※各区分の面積には重複部分があります。

③ 都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積

現況（令和 4（2022）年度末）の都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積は約 7.0 m²/人となっており、平成 25（2013）年の計画策定時の値である約 6.0 m²/人から増加はして

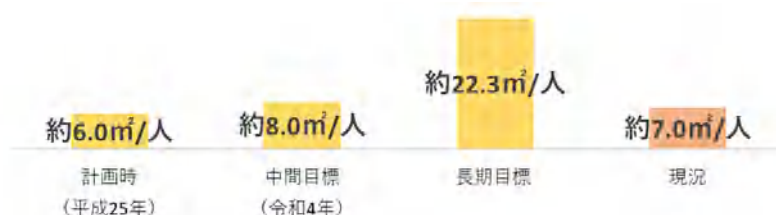


図 都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積

いるものの、中間目標としていた約 8.0 m²/人は達成できていない状況です。本計画では、みどりの量の確保に主眼をおいた前計画までの計画内容から、市民の Well-being（心豊かな暮らし）の向上を目指すこととしており、静岡市社会共有資産利活用基本方針に基づき、既存の公園施設の長寿命化を図るとともに、時代に合わせたりニューアルによる公園施設の魅力向上、公園のストック資産としての活用、民間活力導入（指定管理者制度、Park-PFI、PFI 事業等）手法の活用や、公園における防災・減災機能の強化等の視点を持ち、市民ニーズに対応したみどりの空間の創出を推進することが求められます。

【考察】あさはた緑地、日本平公園（山頂付近）、身近な公園において、整備が進んでいるものの、財政的な制限により整備が進められていない箇所があり、中間目標の達成には至りませんでした。今後も都市公園の整備にあたっては、財源の平準化が予想されます。また、人口減少時代では、都市公園等の既存ストックを適切に維持していくことが重要であり、限られた財源の中で、市民ニーズを的確に捉えた整備や既存のみどりの柔軟な利活用等を推進する必要があります。

④ 公共建築物や大規模民間施設の緑化率向上（静岡市みどり条例に基づくもの）

静岡市みどり条例制定時の平成 27（2015）年から令和 5（2023）年までに、条例に基づき公共建築物敷地や大規模民間施設敷地の緑化が推進された件数は 675 件（民間：540 件、公共 135 件）であり、公共建築物や大規模民間施設における緑化が推進されました。

【考察】民間施設においては、努力義務の緑化であるものの、一定の協力が得られており、引き続き条例の継続による公共建築物や大規模民間施設の緑化率の向上が求められます。

表 目標水準の進捗状況

公共建築物や大規模民間施設の緑化率向上（静岡市みどり条例に基づくもの）		
公共建築物 （市が設置するもの）	敷地面積の 15%以上を目標とし、5%以上を義務化	対象 675 件 (H27-R5)
民間施設 1,000 ㎡以上	住宅（マンション）、商業施設、業務施設、工場・事業所について、敷地面積の 10%以上を目標とし、5%以上に努める	

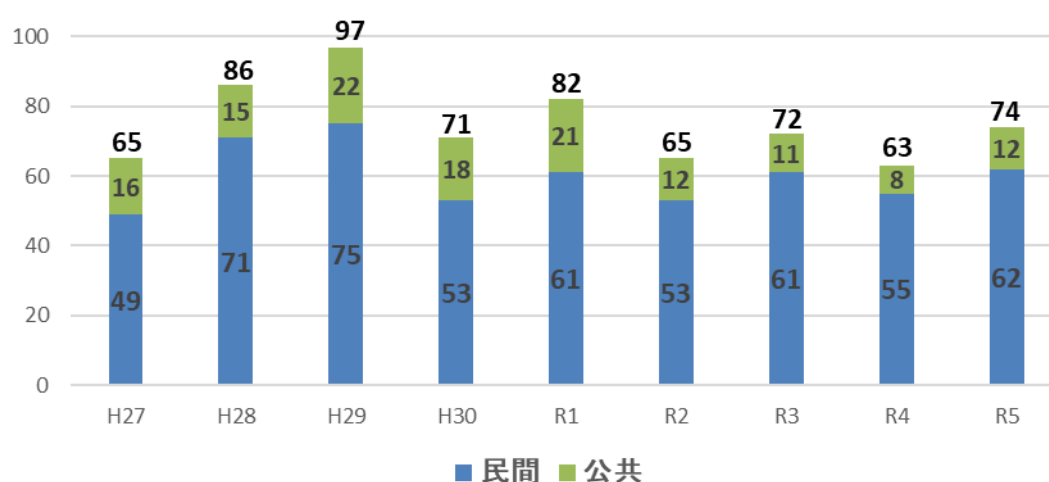


図 公共建築物敷地や大規模民間施設敷地の緑化が推進された件数の推移

(2) アクションプログラム計画事業の実施状況

前計画のみどりの基本計画アクションプログラムに基づいて、計 106 の事業を実施しています。

うち、みどりの基本方針の「市民・事業者・行政の協働によるみどりづくり」に関する事業が 29 事業と最も多く、次いで「身近にふれあうみどりづくり」に関する事業を 26 事業実施しており、みどりの育成や管理等への市民・事業者参画の支援や、街区公園をはじめとした身近な緑地空間の整備・充実、市街地内のみどりの保全・育成、緑化の施策を推進しています。

【考察】 アクションプログラム計画事業については着実に取組を推進しており、今後も市民・事業者・行政の共創による取組の推進が求められます。

表 みどりの基本方針別事業数

現行計画におけるみどりの保全・緑化に関する事業		
まちを囲むみどりの大きな環の保全活用	羽衣公園整備事業 松くい虫防除事業 他	11 事業
まちを繋ぐみどりと水辺のネットワークづくり	街路樹整備事業 河川・海岸愛護事業 他	8 事業
静岡らしいみどりと水辺と歴史の拠点づくり	日本平公園整備事業 駿府城公園再整備事業 他	21 事業
身近にふれあうみどりづくり	保存樹木等保全補助金 花苗配布事業 等	26 事業
安全や環境に配慮した質の高いみどりづくり	無償借地公園整備事業 公園雨水貯留施設整備事業 他	11 事業
市民・事業者・行政の協働によるみどりづくり	花と緑のまちづくり協議会 河川環境アドプトプログラム 他	29 事業

2-3 市・市民・事業者等による取組の状況

(1) 市の取組

前計画のみどりの基本計画アクションプログラムに基づき、平成 27（2015 年）年度から令和 4（2022）年度にかけて、次のとおり緑化推進事業に関わる取組を推進しました。

表 市の取組（緑化推進事業の内容）（出典：静岡市みどりの基本計画アクションプログラム）

事業名	概要	実施主体
自然観察・自然体験講座の実施	自然体験等の実施／みどりに関するイベント等の充実／市民のみどりの学習機会の充実	生涯学習推進課
森林教室等の開催	子どものみどりの学習機会の充実／市民のみどりの学習機会の充実	森林政策課
アグリチャレンジパーク蒲原農業体験事業	市民のみどりに関するイベント	農業政策課
（仮称）三保羽衣海岸緑地整備事業	海浜環境、松林の保全／三保羽衣海岸の緑地の整備	公園建設管理課
清水三保海浜公園整備事業	海浜環境、松林の保全	公園建設管理課 都市計画事務所
羽衣公園整備事業	世界文化遺産富士山構成資産三保松原の保全と活用／羽衣公園の整備／風致公園、歴史公園の充実	公園建設管理課
都市計画道路整備に伴う植樹柵等の整備事業	街路樹の整備	道路計画課
草薙駅周辺整理事業における緑化の推進	公共空間の緑化の推進	清水まちづくり推進課
駿府城公園整備事業（天守台跡地の発掘調査）	駿府城公園の再整備	公園建設管理課
駿府城公園周辺民間活力導入検討事業	駿府城公園の再整備／総合公園の充実	緑地政策課
駿府城公園桜の名所づくり事業	駿府城公園桜の名所づくり	緑地政策課 公園建設管理課
日本平公園整備事業	日本平公園の整備	公園建設管理課
秋葉山公園整備事業（拡張整備）	秋葉山公園の整備	公園建設管理課
忠霊塔公園再整備事業	忠霊塔公園の整備	公園建設管理課
安倍川緑地（中野新田）整備事業	安倍川緑地の整備	公園建設管理課
あさはた緑地整備事業（1 工区）	あさはた緑地の整備	公園建設管理課
富士川緑地整備事業	富士川緑地の整備	公園建設管理課
住区基幹公園（街区公園）整備事業	不足する身近な公園等の整備／災害時にも役立つ身近な公園の整備	緑地政策課 公園建設管理課
長期未整備都市計画決定公園の見直し業務	都市計画公園の見直し	緑地政策課 公園建設管理課
長期未整備都市計画公園整備事業	都市計画公園の見直し	緑地政策課 公園建設管理課

事業名	概要	実施主体
公園施設バリアフリー化事業	身近にある既存の公園等の防災機能の向上／バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した公園・緑地づくり	公園建設管理課
松くい虫防除事業	三保地区以外の海岸線における松林の保全	森林政策課
	世界文化遺産富士山構成資産三保松原の保全と活用	文化財課
既設ハイキングコース維持管理	ハイキングコースの整備	スポーツ振興課
街路樹の育成管理	街路樹の整備／公共空間の緑化の推進／美しいみどりの創出	公園建設管理課 都市計画事務所
農業集落排水事業（富厚里処理区）	河川の自然環境の保全	農地整備課
公園施設長寿命化事業	老朽化した公園の再整備	公園建設管理課 都市計画事務所
八幡山公園崩壊防止対策事業	市街地内の里山の保全	公園建設管理課
西ノ谷公園崩壊防止対策事業	市街地内の里山の保全	公園建設管理課
公園雨水貯留施設の整備事業	身近にある既存の公園等の防災機能の向上	公園建設管理課

(2) 市民・事業者等による取組

前計画のみどりの基本計画アクションプログラム（改定）に基づき、市民・事業者等との共創により、平成 27（2015 年）年度から令和 4（2022）年度にかけて、次のとおり緑化推進事業に関わる取組を推進しました。

表 市民・事業者等の取組（緑化推進事業の内容）（出典：静岡のみどりの基本計画アクションプログラム）

事業名	概要	実施主体	
		静岡市	市民・事業者等
花の名所づくり事業	市の入口等となる幹線道路の緑化／市民活動団体・地域団体の緑化活動の支援	緑地政策課	●
静岡市道路サポーター制度	協働によるみどりの維持管理の推進／協働によるみどりの維持管理の仕組づくり	道路保全課	●
静岡市河川・海岸愛護事業	協働によるみどりの維持管理の推進／協働によるみどりの維持管理の仕組づくり	河川課	●
河川環境アドプトプログラム	協働によるみどりの維持管理の推進／協働によるみどりの維持管理の仕組づくり	環境共生課	●
駿府城天守台跡発掘調査寄附金募集	駿府城公園の再整備	緑地政策課 公園建設管理課	●
静岡のみどり条例に基づく緑化計画の手續	公共建築物等の緑量確保の推進／住宅地の緑化の推進／豊かなみどりの創出	緑地政策課	●
花苗配布事業	地域の集会所、郵便局、派出所等の緑化の推進／住宅地の緑化の推進／商業・業務地の緑化の推進／みどりに関するイベント等の充実／市民活動団体・地域団体の緑化活動の支援	緑地政策課	●
景観計画区域内における行為の届出	住宅地の緑化の推進／商業・業務地の緑化の推進／工業地の緑化の推進	景観まちづくり課	●
移動式竹破碎機貸出	市街地内の里山の保全	環境共生課	●
放任竹林対策の推進における消耗品等支給事業	市街地内の里山の保全	環境共生課	●

事業名	概要	実施主体	
		静岡市	市民・事業者等
保存樹木等保全補助金・奨励金交付事業	社寺の樹林地や歴史的な樹木等の保全	緑地政策課	●
天然記念物維持管理謝金交付事業	社寺の樹林地や歴史的な樹木等の保全	文化財課	●
静岡市花と緑のまちづくり協議会事業	美しいみどりの創出／みどりに関するイベント等の充実／市民のみどりの学習機会の充実／緑化活動の表彰等の推進／各家庭・事業者等による緑化活動の支援／市民活動団体・地域団体の緑化活動の支援	緑地政策課	●
緑化講習会の開催（一般向け）	美しいみどりの創出／市民のみどりの学習機会の充実／市民活動団体・地域団体の緑化活動の支援	緑地政策課	●
駿府城公園沈床園花壇植付等補助業務	特色あるみどりの創出／各家庭・事業者等による緑化活動の支援／市民活動団体・地域団体の緑化活動の支援	緑地政策課	●
都市公園ガイド作成業務	みどりに係わる情報の受発信	緑地政策課	●
援農ボランティア事業	協働によるみどりの維持管理の仕組づくり	農業政策課	●
公園愛護会による公園の維持管理	協働によるみどりの維持管理の仕組づくり	公園建設管理課 都市計画事務所	●
静岡駅前南町10地区第一種市街地再開発事業	公共空間の緑化の推進	景観まちづくり課	●
静岡呉服町第二地区第一種市街地再開発事業	公共空間の緑化の推進	景観まちづくり課	●
静岡七間町地区優良建築物等整備事業	公共空間の緑化の推進	景観まちづくり課	●
草薙駅南口地区第一種市街地再開発事業	公共空間の緑化の推進	景観まちづくり課	●
麻機遊水地関連事業	あさはた緑地の整備／みどりに関するイベント等の充実／市民参画による公園・緑地等の計画づくりの推進／協働によるみどりの維持管理の仕組づくり／市民活動団体・地域団体の緑化活動の支援	緑地政策課 公園建設管理課	●
土地区画整理区域内における街区公園の整備	不足する身近な公園等の整備	景観まちづくり課	●
無償借地公園整備事業	不足する身近な公園等の整備／災害時にも役立つ身近な公園の整備	緑地政策課 公園建設管理課	●
いきいき森林づくり推進事業	市街地を囲む山林・丘陵地の保全	森林政策課	●
静岡地域材活用促進事業	市街地を囲む山林・丘陵地の活用	森林政策課	●
交流・体験教室の開催	市街地を囲む山林・丘陵地の活用／山間地の農地の保全と活用	森林政策課	●
三保松原の管理・関連事業	海浜環境、松林の保全／世界文化遺産富士山構成資産三保松原の保全と活用／市街地内の里山の保全／協働によるみどりの維持管理の仕組づくり	文化財課	●
公園樹の維持管理	公園の維持管理の推進	公園建設管理課 都市計画事務所	●
放任竹林対策推進事業	市街地内の里山の保全	環境共生課	●
景観重要樹木の保全・活用	地域のランドマークとしての価値向上	景観まちづくり課	●
生産緑地地区の指定推進・活用	市街地内の農地の保全	緑地政策課	●

(3) 市民・事業者等による都市公園の管理・利活用の状況

① 公園愛護会による活動状況

本市は、都市計画区域全体で、都市公園 536 箇所、481.76ha を整備していますが、その内、379 箇所、計 145.09ha の都市公園において、公園愛護会による活動が実施されており、これに対する支給活動費は年間総額 13,251 千円、㎡当たり年間支給活動費は約 9.1 円となっています。

このうち、公園愛護会の活動数が最も多いのは街区公園の 308 箇所であり、これは市内における街区公園 418 箇所の 73.7% に当たります。1 街区公園当たりの平均年間支給活動費は 32,844 円で㎡当たりでは約 17.5 円となっています。

この他の基幹公園においては、近隣公園では 22 公園のうち 13 公園、地区公園では全ての公園（2 公園）、運動公園では 2 公園のうち 1 公園で公園愛護会による活動が行われています。

表 公園愛護会による活動状況（令和 5（2023）年）（出典：静岡市公園愛護会資料）

	公園愛護会 が活動する 箇所数 (箇所)	市内公園 数に対す る割合	公園愛護会 が活動する 公園面積の 合計 (ha)	市内公園 面積の 合計に 対する 割合	平均 公園 面積 (ha)	年間支給 活動費 (円)	1 公園 当たり 年間 支給 活動費 (円)	㎡当た り年間 支給 活動費 (円)
街区公園	308	73.7%	57.66	83.4%	0.19	10,115,800	32,844	17.5
近隣公園	13	59.1%	25.87	65.7%	1.99	845,000	65,000	3.3
地区公園	2	100.0%	12.54	100.0%	6.27	130,000	65,000	1.0
総合公園	0	0.0%	0	0.0%	0.00	0	0	0.0
運動公園	1	50.0%	15.81	37.5%	15.81	65,000	65,000	0.4
その他 公園	19	-	5.68	-	0.30	505,300	26,595	8.9
特殊公園	4	-	8.62	-	2.16	260,000	65,000	3.0
風致公園	1	-	6.42	-	6.42	65,000	65,000	1.0
都市緑地	24	-	9.97	-	0.42	975,800	40,658	9.8
その他 緑地	7	-	2.52	-	0.36	288,700	41,243	11.5
総計	379	-	145.09	-	-	13,250,600	34,962	9.1

② 指定管理者による公園の管理状況

指定管理者制度は、公の施設を管理運営する方法として定められた制度であり、平成 15（2003）年 9 月 2 日の地方自治法の改正により、それまでの管理委託制度に代わって導入されました。本市の公園においては駿府城公園とあさはた緑地等の管理において指定管理者制度が導入されています。

■駿府城公園における取組

駿府城公園では、平成 23（2011）年度から指定管理者制度が導入されています。

令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度においては、茶道等の日本の伝統文化を後世へと継承するとともに、市内外の多くの人々に対して、本市の歴史、文化及び静岡茶等の各種産業を広く P R し、本市が取り組む「歴史文化のまちづくり」及び駿府城公園エリアの活性化に貢献することを目指すことを運営方針に掲げ、東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室につい

て指定管理者制度による管理が実施されています。また、着物でファッションショーや商店街コラボ事業等のイベントや取組が、指定管理者の創意工夫により実施されています。



駿府城公園におけるイベント

■あさはた緑地における取組

あさはた緑地では令和 3（2021）年度から指定管理者制度が導入されています。

令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度においては、公の施設として市民の福祉の増進を図るとともに、あさはた緑地固有の自然及び麻機地区の原風景である農業に触れ、親しみ、遊び及び学ぶ場を提供すること（ワイズユース）を基本理念として、交流広場について指定管理者制度による管理が実施されています。



あさはた緑地の体験農園

また、地域団体及び個人との連携を通じて、園内の自然環境の保全に取り組むと共に、自然環境学習事業や体験農園事業等のイベント開催、地域や公園利用者の要望把握、パネル展示や SNS を利用した情報発信等の様々な取組が、視点管理者の創意工夫により実施されています。

③ 都市公園におけるキッチンカー（移動販売車）の出店

本市では、平成 29（2017）年度から、駿府城公園、城北公園、清水山公園、登呂公園、清水船越堤公園、清水日本平運動公園、清水清見潟公園等において、都市公園内におけるキッチンカー（移動販売車）の出店に関する取組を事業者との共創により推進しています。

出店件数としては、平成 30（2018）年度では 83 件、平成 31（2019）年度では 173 件、令和 2（2020）年では 462 件、令和 3（2021 年）では 332 件となっています。

キッチンカー（移動販売車）により魅力的な飲食の販売出店することで、公園利用者が楽しく過ごすことのできる休憩の場が創出され、公園利用者の利便性向上が図られています。



キッチンカー出店の様子

2-4 みどりに関する市民・企業の意向

本計画の策定にあたり、みどりに関する市民・企業の意向を把握するために、市民意向調査及び企業意向調査を実施しました。

(1) 市民意向調査概要

市民意向調査の実施及び回答概要、主な質問項目の回答状況について以下に整理します。

① 実施概要

<質問 1>

項目	概要
アンケート対象者	市内在住 18 歳以上の方から、各町内の人口配分を踏まえ、3,000 人を無作為抽出
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収
調査実施期間	令和 3（2021）年 9 月 17 日～令和 3（2021）年 10 月 15 日
回収結果	回収数 1,379 通 回収率 46.0%

<質問 2>

項目	概要
アンケート対象者	市内在住 18 歳以上の方から、各町内の人口配分を踏まえ、3,000 人を無作為抽出
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収と Web での回答を併用
調査実施期間	令和 3（2021）年 11 月 19 日～令和 3（2021）年 12 月 5 日
回収結果	回収数 1,232 通（内 web 回答 233 通） 回収率 41.1%

② 回答概要

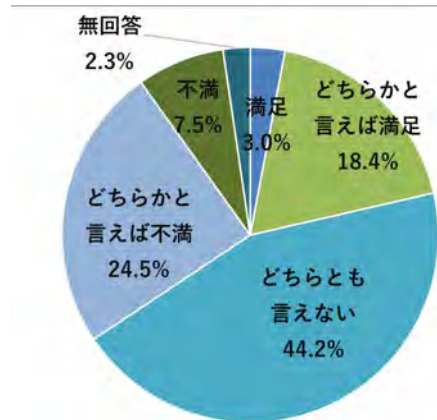
区分	項目	市民意向調査結果の概要
現状のみどり	みどりの現状	・公園や歩道空間などの公共空間の充実について重要性が高いとの回答が多い一方で、その満足度については低い。 ・ここ 10 年でのみどりの量は維持されていると感じる意見の割合が高い一方で、住んでいる地域におけるみどりの量に対する満足度は低い。
	身近な公園の評価	・「普通」の割合が最も高く、次いで「やや不満」の割合が高い。
	みどりに関するまちづくりへの参加	・「参加していないし、今後も参加するつもりはない」の割合が 33.5%と最も高い。
これからのみどり	公園の整備方針	・公園の設備や施設の整備を求める意見の割合が高い。 ・身近な利用のなかでの憩いを求める意見の割合が高い。
	公園の機能	・安らぎや憩いの場所。 ・生活環境の改善。 ・生態系の保全。 ・良好な都市の景観の形成。
	守り育てるべきみどり	・景勝地にあるみどり。 ・歴史文化財と一体となったみどり。 ・大規模な公園のみどり。 ・生活するうえで身近にあるみどり（お寺や神社の境内等にあるみどり、身近な公園や広場のみどり）。

③ 主な質問項目の回答

質問 1：公園における市民満足度について

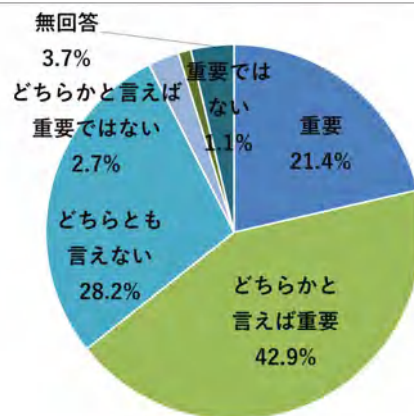
- ・公園における市民満足度についてみると、「どちらとも言えない」と感じている回答者の割合が 44.2%と最も高くなっています。また、「満足」及び「どちらかと言えば満足」の合計割合は 21.4%に対して、「どちらかと言えば不満」及び「不満」の合計割合は 32.0%であり、満足度は低い傾向にあります。

問 公園における満足度を教えてください



- ・公園など公共空間の充実に対する重要度についてみると、「重要」及び「どちらかと言えば重要」の合計割合が 64.3%、「どちらとも言えない」及び「重要ではない」の合計割合が 3.8%であり、多くの回答者が公園など公共空間の充実の重要性を感じていることが分かります。

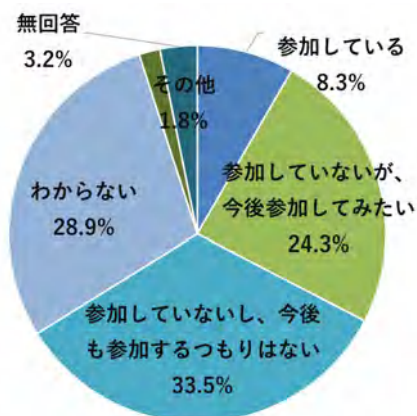
問 公園など公共空間の充実について、重要性を教えてください



質問 2：みどりのまちづくりへの参加について

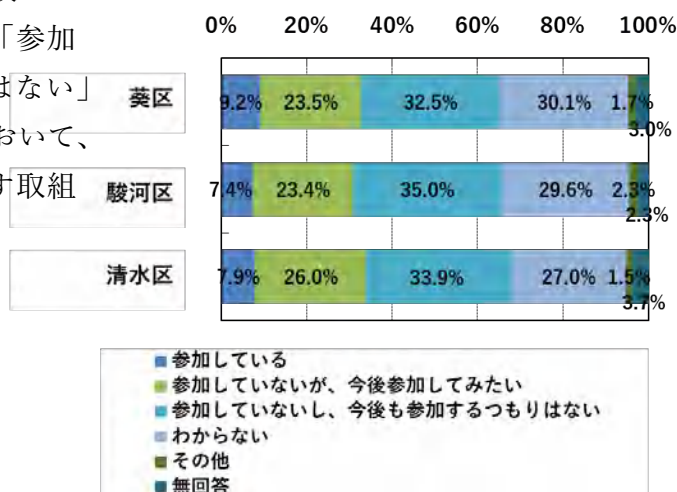
- ・みどりのまちづくりへの参加について、「参加していないし、今後も参加するつもりはない」の割合が 33.5%と最も高く、「参加している」の割合が 8.3%、「参加していないが、今後参加してみたい」の割合が 24.3%と比較しても、活動への参加意識は低い結果となっています。

問 現在、みどりに関するまちづくり活動にご参加されていますか



- ・地区別の回答を比較すると、葵区では「参加している」の割合が 9.2%と他地域と比較して高い割合である一方で、全地区ともに「参加していないし、今後も参加するつもりはない」の割合が3割を超えており、市域全体において、積極的にまちづくり活動への参加を促す取組が必要と考えられます。

問 現在、みどりに関するまちづくり活動にご参加されていますか（地区別）



(2) 企業意向調査概要

企業意向調査の実施及び回答概要、主な質問項目の回答状況について以下に整理します。

① 実施概要

項目	概要
アンケート対象者	静岡市商工会議所に所属している市内企業から約 220 社を無作為抽出
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収
調査実施期間	令和 3（2021）年 11 月 19 日～令和 3（2021）年 12 月 5 日
回収結果	回収数 104 通（回収率 47.3%）

② 回答概要

区分	項目	調査結果の概要
企業の取組状況	敷地内での活動状況	・ 6 割以上の企業で取組が行われています。 ・ 花壇やプランター等で草花等を植栽、緩衝帯も含めた生垣や高木の植栽。
	敷地外での活動状況	・ 敷地近隣の清掃、美化活動。
公園等への民間活力導入について	必要な支援策	・ 活動等に対する助成金・補助金等の金銭的な支援。 ・ 法人税や固定資産税等の税制優遇。 ・ みどりに関する取組事例等の情報提供。
	民間活力導入に対する関心	・ 「あまり興味・関心がない」の割合が最も高い。 ・ 3 割以上の企業が取組に前向きな回答。

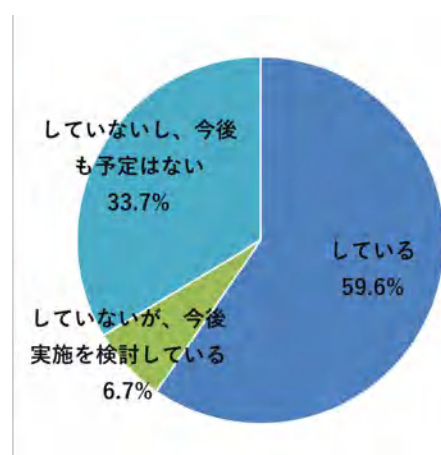
区分	項目	調査結果の概要
	民間活力導入の重要事項	・利用者が多く見込める立地や交通施設の利便性を求める結果。
	関心のある業務範囲	・公園内での民間収益事業の実施が7割弱。 ・園地・公園施設の管理運営が3割以上。
	民間活力導入について	・カフェ、レストラン等の飲食施設や売店等の物販施設。
	管理運営に望ましい公園等の規模	・10ha 未満の中規模な公園の割合が最も高く、次いで 2,500～5,000 m ² 程度の小規模な公園。

③ 主な質問項目の回答

質問1：敷地内でのみどりに関する取組の状況について

・敷地内でのみどりに関する取組の状況について、「している」の割合が 59.6%と最も高く、「していないが、今後実施を検討している」の割合の 6.7%と合計すると、6割以上の企業で取組が実施・検討されています。一方で、「していないし、今後も予定はない」の割合が 33.7%となっていることから、積極的に取り組んでもらう事を促す必要があると考えられます。

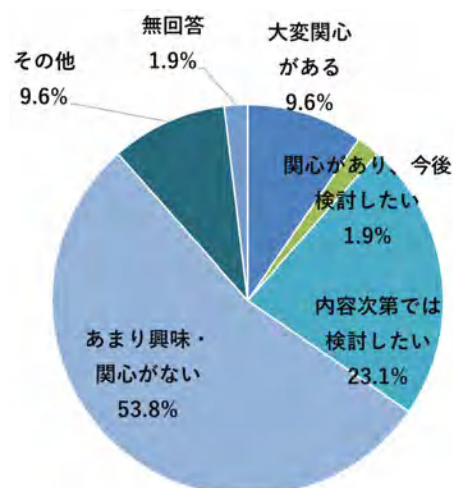
問 現在、貴社の敷地内（店舗等）で、みどりに関する取組は実施されていますか



質問2：公園等への民間活力導入の意向について

・公園等への民間活力導入については「あまり興味・関心がない」の割合が 53.8%と最も高い一方で、「内容次第では検討したい」の割合が 23.1%、「大変関心がある」の割合が 9.6%、「関心があり、今後検討したい」の割合が 1.9%と 3割以上の企業が取組に前向きな結果となっています。

問 公園等での収益事業の実施や管理運営業務への参入等の民間活力導入について、関心はありますか



- ・公園内での民間収益事業及び施設について関心のあるものとして「カフェ、レストラン等の飲食施設」の割合が 66.7%と最も高く、次いで「売店等の物販施設」の割合が 37.5%と高くなっています。

問 関心のある収益事業の内容・施設は、どの様なものですか。(該当する番号をすべて選び○をつけてください)

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%	80%
1. 売店等の物販施設	9			37.5%		
2. カフェ、レストラン等の飲食施設	16				66.7%	
3. 屋内遊戯場、アスレチック等の遊戯施設	2	8.3%				
4. フットサル場、テニスコート等の運動施設	6		25.0%			
5. バーベキュー場、キャンプ場等のアウトドア施設	5		20.8%			
6. 芝生広場、イベントスペース等の広場施設	8			33.3%		
7. 水族館、動植物園等の教養施設	6		25.0%			
8. 駐車場	8			33.3%		
9. その他	7			29.2%		
無回答	0	0.0%				
計	67					

(n=24)

2-5 みどりの評価

「みどりの評価」では、本市における「みどりの現況」として、「前計画の検証」で整理した緑地行政の取組状況や効果と、「市・市民・事業者等による取組の状況」で把握した行政・市民・事業者等による取組状況や今後の意向を踏まえつつ、本市を構成するみどりについて項目に分類したうえで「量」と「質」の視点より、「強み」と「弱み」の抽出を行います。なお、抽出した「強み」と「弱み」については主に関連する分野ごとに分類します。

また、「みどりの評価」を踏まえるとともに、「みどりを取り巻く環境（トレンド）」を背景として、本計画において取り組むべき視点を「みどりの課題」として整理します。

■みどりの現況（2-1）

■前計画の検証（2-2）

■市・市民・事業者等による取組の状況（2-3）

■みどりに関する市民・企業の意向（2-4）

■みどりの評価（2-5）

<評価方法>

- ・本市を構成するみどりについて以下の①から⑩の項目に分けたうえで、「量」と「質」の視点より、本市のみどりの「強み」と「弱み」を抽出。
- ・「強み」と「弱み」の各内容について、「1-4(2)みどりに関わる取組において連携が想定される分野」で設定した分野との関わりを整理。

<本市を構成するみどり等の分類>

- | | |
|---------------|---------------|
| ①市街地を取り囲むみどり | ②駿河湾に面する海浜・港湾 |
| ③主要な河川・池沼 | ④市街地内の都市農地 |
| ⑤市街地周辺の里山・樹林地 | ⑥公園等 |
| ⑦公共建築物のみどり | ⑧街路樹等 |
| ⑨民有地の植栽 | ⑩市民・事業者等との共創 |

みどりを取り巻く環境（トレンド） （2-6）

■みどりの課題（2-7）

「強み」と「弱み」の各内容について、みどりに関わる取組において連携が想定される分野（「都市・社会基盤」、「環境」、「農林水産」、「防災・減災」、「観光・交流」、「健康福祉・子ども教育・文化スポーツ」、「地域経済」）より、特に関係する分野を **オレンジ枠** で整理しています。

① 市街地を取り囲むみどり

	強み	弱み
量	■みどりの骨格の形成 ・ 【環境】 竜爪山等の山地・丘陵地のみどりは、<u>本市のみどりの骨格を構成し、環境保全機能を担っています。</u>	■担保性のある緑地の減少 ・ 【都市・社会基盤】 担保性のある緑地（各種の法律や条例等により保全および整備されている施設緑地と地域制緑地の総計）の都市計画区域面積に対する割合が、<u>農振農用地区域の減少により少なくなっています。</u>
質	■良好な環境・景観の提供 ・ 【環境】 小動物の生息地を含み、竜爪山等は植物が豊富で、希少な植物が分布しています。環境保全や景観形成に寄与する貴重なみどりであり、<u>生物多様性の視点からも豊かな環境となっています。</u> ・ 【農林水産】 お茶やミカンが栽培されている傾斜地は、本市を代表する郷土景観を形成しています。	■農地保全の担い手不足に伴う機能低下 ・ 【農林水産】 <u>管理不足の農地において、防災機能の低下がみられるなど、環境や景観が損なわれている箇所があります。</u>

② 駿河湾に面する海岸・港湾

	強み	弱み
量	■水の軸の形成 ・ 【環境】 本市の海浜部の松林は、<u>みどりと水の軸を形成し、環境保全、防災機能、景観形成に寄与しています。</u> ■観光・レクリエーション機能の提供 ・ 【観光・交流】 海浜部や清水港において大浜公園、清水マリンパーク、太平洋岸自転車道等が整備され、レクリエーションの場となっています。 ・ 【観光・交流】 日の出地区では海洋文化拠点としてのみどりの整備が進められています。 ・ 【観光・交流】 公民共創による「みなとまちづくり」が進められています。	■緑化量の不足 ・ 【地域経済】 清水港の工場敷地の緑化が進められていますが、量的に十分な状況ではありません。
質	■良好な環境・景観の提供 ・ 【環境】 海浜には多様な植物がみられ、季節ごとに美しい花を咲かせており、環境保全や景観形成に寄与しています。また、三保半島には世界文化遺産富士山の構成資産である三保松原が	■松林の機能低下 ・ 【環境】 海風による潮害を防いでいる松林は、一部で松枯れがみられ、機能が低下しています。特に、三保松原では、松林の育成環境の悪化、松くい虫による松枯れ、倒木の危険性の問題が

	強み	弱み
	あり、良好な景観形成に寄与しています。 ・ 【観光・交流】 日の出地区は、文化財に指定されている清水港テルファーを活かした緑地、親水空間、富士山の眺望を活かした公園、緑地と一体となった商業施設の緑化等の清水港を中心とした港町としての歴史を活かした良好な景観を有しています。	あります。 ■ 希少植物の減少 ・ 【環境】 海浜に生息する植物の中には、絶滅の危険性が高い種があります。

③ 主要な河川・池沼

	強み	弱み
量	■ 良好な環境の提供 ・ 【都市・社会基盤】 安倍川、興津川、富士川等の河川は、<u>豊かな自然を有し、野鳥の生息空間や水生生物の生育空間となっています。</u>また、風の道として、市街地内に清涼な大気を送り込む等の<u>環境保全の役割を担っています。</u> ■ 防災機能の提供 ・ 【防災・減災】 河畔には、安倍川緑地、富士川緑地等の広域避難地となっている場所やヘリポートとして位置づけられている場所があり、防災機能を有しています。 ■ レクリエーション機能の提供 ・ 【都市・社会基盤】 河畔や池畔には、<u>安倍川緑地、富士川緑地等のスポーツ広場等が整備され、レクリエーション機能を有しています。</u> ・ 【環境】 麻機遊水地や鯨ヶ池等には、野鳥の生息空間や水生生物の生育空間が残されており、環境保全の機能を有しています。特に<u>麻機遊水地におけるあさはた緑地は整備が完了し、環境学習はもとより、市民の貴重なレクリエーション空間になっています。</u>	■ 豊かな自然環境の活用不足 ・ 【都市・社会基盤】 河畔の緑地について、適切な維持管理や柔軟な利活用が必要です。 ・ 【環境】 <u>鯨ヶ池の貴重な自然資源を活かした整備の推進が必要です。</u>
質	■ 共創による取組の推進 ・ 【環境】 麻機遊水地では、かつての湿原や水田を復活させる取組など、環境保全機能や景観形成の意識が高まっています。 ■ 水辺における豊かな生態系の保全 ・ 【環境】 あさはた緑地をはじめ、水辺では豊かな生態系が保全されています。	■ 生物多様性の保全 ・ 【環境】 外来種が多くみられるエリアがあり、在来種の生息環境が生態系に与える影響が懸念されています。

④ 市街地内の都市農地

	強み	弱み
量	■良好な都市環境への寄与 ・【農林水産】市街地内及び周辺の農地は都市環境の維持、生物の生息空間の提供、防災、みどりの空間創出など多様な機能を有しています。	—
質	■観光・レクリエーション機能の提供 ・【農林水産】一部の農地では、市民農園として活用されており、レクリエーションの機能を有しています。	■耕作放棄地の増加 ・【農林水産】農地保全の担い手不足により、適切に管理されなくなった農地が見られます。<u>静岡県都市農業振興基本計画と連携した都市農地の活用に向けた取組の推進が必要です。</u> ■都市農地の活用不足 ・【農林水産】都市農地の更なる活用として健康、福祉、学習などに関する機能に目を向け、<u>静岡県都市農業振興基本計画と連携した取組の推進</u>が必要です。

⑤ 市街地周辺の里山・樹林地

	強み	弱み
量	■観光・レクリエーション機能の提供 ・【観光・交流】有度山は、池田山自然公園、日本平公園、清水日本平運動公園などが整備されており、レクリエーション・観光の機能を持ち、特に池田山自然公園は日本平動物園、清水日本平運動公園は清水エスパルスのホームグラウンドとして機能を有しています。 ・【観光・交流】賤機山、谷津山、八幡山、秋葉山、御殿山等の山地・丘陵地は、都市環境の維持、生育空間の提供等の環境保全の機能を有するとともに、眺望を楽しむことのできる公園や遊歩道が整備される等の市民の貴重なレクリエーション空間となっています。	■観光・レクリエーション機能の不足 ・【観光・交流】広域的なみどりの拠点、観光の拠点としてのレクリエーション機能が不足しています。 ・【観光・交流】日本平では、日本平夢テラスや日本平ホテル等が整備された一方で、日本平公園の整備は事業途中であり、目指す観光拠点・市民の憩いの場としての機能が十分に発揮されていません。
質	■良好な環境・景観の提供 ・【環境】有度山は、日本平・三保松原県立自然公園や風致地区等に指定され、良好な自然環境・景観が保全されています。また、有度山の久能海岸に面する急斜面地にはシイやタブの海岸性の照葉樹林がみられ、久能山東照宮	■管理不足による機能低下 ・【農林水産】管理不足の樹林地や放任竹林が増加する等の荒廃が進んでおり、防災機能の低下がみられるなど、環境や景観が損なわれている箇所があります。

	強み	弱み
	周辺は歴史的な景観が形成されており、環境保全や景観形成に寄与しています。 ・ 【農林水産】 有度山の山頂から山麓にかけての市街地に面する丘陵地は、茶畑・ミカン畑となっており、背景の富士山と相まって良好な郷土景観を形成しています。 ・ 【環境】 賤機山、谷津山、八幡山、秋葉山、御殿山等の山地・丘陵地は、まちのランドマークとなっており、各地域を代表する郷土景観を形成しています。 ・ 【観光・交流】 有度山は、眺望を楽しむことのできる公園や散策路が整備され、また、賤機山や御殿山等は花見の名所となっており、豊かな自然環境を活かした景観形成に寄与しています。 ・ 【環境】 谷津山の麓の静岡護国神社境内は、県民が植樹したマツ、ヒノキ、クス、シイ、シラカシ、ナラ等による杜がみられ、良好な自然環境・景観を形成しています。	■ 良好な眺望景観の阻害 ・ 【観光・交流】 <u>有度山の山頂部やアクセス道路では樹木が茂り眺望を阻害しています。</u>

⑥ 公園等

	強み	弱み
量	■市街地に配置された身近な公園の多面的機能の発揮 ・【都市・社会基盤】市街地に配置された街区公園や近隣公園等の市民に身近な公園は、日常的なレクリエーションの場としてだけでなく、快適な生活環境や良好な市街地景観の創出にも寄与しています。また、防災面では、地震や火災発生時における避難の場や復旧活動の地域拠点となり得る場です。 ■規模の大きな公園の多面的機能の発揮 ・【都市・社会基盤】駿府城公園、清水船越堤公園、清水日本平運動公園等の規模の大きな公園は、様々なレクリエーションの場としての機能を有するとともに、災害時の広域的な避難場所としても重要な役割を担っています。 ■防災機能の提供 ・【防災・減災】本市には、洪水調節機能を持つ麻機遊水地、広域避難地に指定している大規模なみどり、一次避難地に指定されている身近な公園等の防災機能を持つみどりが多く立地しています。	■都市公園の充実 ・【都市・社会基盤】長期にわたり未着手である都市計画公園が存在します。
質	■公園による静岡らしさへの寄与 ・【観光・交流】日本平公園や池田山自然公園、羽衣公園、あさはた緑地等の本市の自然に触れることのできる公園や駿府城公園、登呂公園、由比本陣公園等の本市の歴史に触れることのできる公園が整備されており、静岡らしさを感じられる公園の整備が進んでいます。 ■観光・レクリエーション機能の提供 ・【観光・交流】まちなかにある駿府城公園や青葉緑地等は、様々なイベントの場として多く利用されています。 ■防災機能の維持 ・【防災・減災】本市では、雨水貯留施設をはじめとして、都市公園内に防災・減災の機能を持つみどりに関連する施設が整備されており、静岡市地域防災計画や静岡市国土強靱化地域計画等の関連計画との連携により、適切な管理を進めています。	■都市公園の老朽化 ・【都市・社会基盤】既存公園の施設の老朽化や樹木の大木化・老木化が進んでおり、随時対応を進めているものの、未だに安全性や快適性に問題の生じている公園が見られます。 ■都市公園の利活用不足 ・【健康福祉・子ども教育・文化スポーツ】身近な公園について、環境学習や地域のイベントの場として、より積極的な利活用が望まれます。 ■社会情勢への対応 ・【健康福祉・子ども教育・文化スポーツ】本市では今後も更なる高齢化の進行が見込まれており、高齢者にも使いやすいみどりの創出が求められます。また、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設整備により、障がい者も含め、誰にでも使いやすいみどりの創出が必要です。

	強み	弱み
	■共創による取組の推進 ・ 【地域経済】 身近な公園等は、地域の公園愛護会等により維持管理が行われ、良好に保たれています。	

⑦ 公共建築物のみどり

	強み	弱み
量	■レクリエーション・防災機能の提供 ・ 【健康福祉・子ども教育・文化スポーツ】 小中学校のグラウンドは、身近なレクリエーションの場や災害時の避難場所となっています。	■緑化量の不足 ・ 【都市・社会基盤】 公共建築物全体としては、十分な緑化が図られているとは言えない状況です。
質	■良好な環境・景観の提供 ・ 【健康福祉・子ども教育・文化スポーツ】 学校は校門周辺や敷地の外縁にみどりが多く配置され、地域における良好なみどりの景観を形成しています。 ・ 【都市・社会基盤】 市役所をはじめ、みどりと建築物が一体となって、良好な景観を形成し、地域のシンボルとなっている公共建築物がみられます。	■質の高い緑化の不足 ・ 【都市・社会基盤】 公共建築物に静岡らしさの感じられるみどり、歴史の感じられるみどり、市民に親しまれているみどりが多いとは言えない状況です。 ・ 【健康福祉・子ども教育・文化スポーツ】 公共建築物等のみどりは日常的に多くの利用者が触れるみどりであり、多様な世代との関わりの中で良好な状態で維持していく必要があります。

⑧ 街路樹等

	強み	弱み
量	■街路樹・並木による多面的機能の発揮 ・ 【都市・社会基盤】 幹線道路等の街路樹や市街地内の中小河川は、公害の軽減、風の道、野生生物等の移動経路、災害時の延焼遮断・遅延としての機能を有するとともに、良好な市街地景観の創出に関係し、環境保全や防災機能を、景観形成に寄与しています。 ・ 【都市・社会基盤】 自然環境保全や親水空間の創出に配慮して整備された河川、川沿いに桜並木等のある河川は、様々な機能を発揮しています。 ■緑視率の向上 ・ 【都市・社会基盤】 緑視率は、JR 静岡駅前（北口広場）、JR 草薙駅前（北口）や幹線道路沿道等、積極的に緑化が進められている箇所で高くなっています。	■街路樹によるネットワークの不足 ・ 【都市・社会基盤】 幹線道路等の整備に合わせて街路樹が植えられていますが、道路幅員が狭いことや維持管理上の問題により、<u>みどりのネットワークの形成が不十分な状況となっています。</u>

	強み	弱み
質	■並木による地域性の創出 ・【観光・交流】日本平パークウェイの桜並木、県立美術館に至るケヤキ並木、呉服町通り、青葉通り等は、まちの拠点においてシンボルロードとなっており、良好な景観形成に寄与しています。	■既存街路樹による問題 ・【都市・社会基盤】歩道幅員が狭い中に大きく育つ高木が植栽されているなど、場所と植栽が合っていない道路があります。 ・【都市・社会基盤】大木になりすぎ、歩道の凹凸や建築限界を侵す等の事故に発展する危険性があります。 ■街路樹の新規整備に関する問題 ・【都市・社会基盤】自転車レーンや電線共同溝の整備等を行う必要があり、限られた空間において街路樹を増やすことが難しくなっています。 ■街路樹の維持管理に関する問題 ・【都市・社会基盤】街路樹の整備により総量が増加するにつれ、行政によるきめ細やかな維持管理が困難な状況になりつつあります。

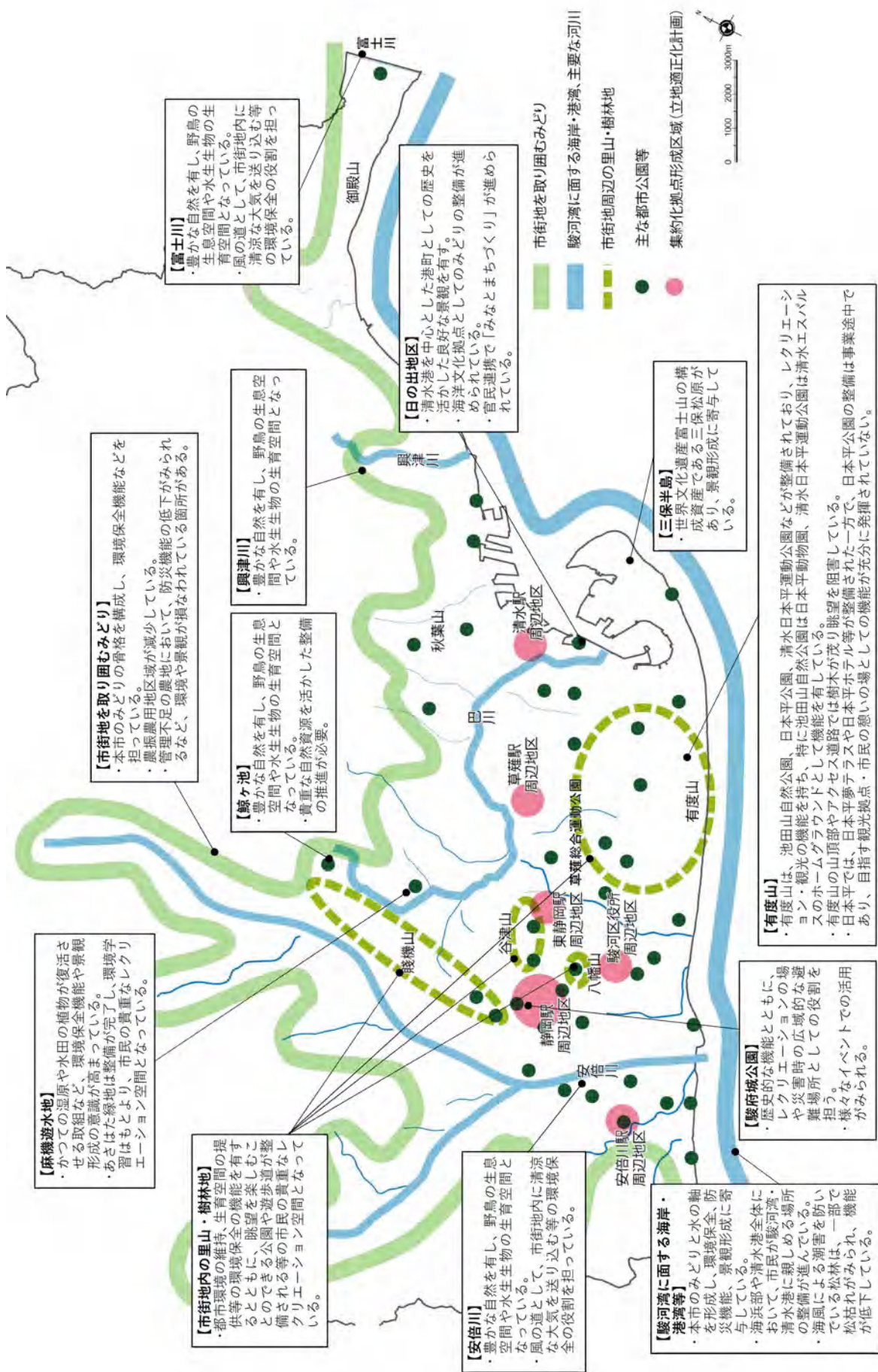
⑨ 民有地の植栽

	強み	弱み
量	■住宅地等のみどりによる多面的機能の発揮 ・【環境】住宅地等の庭木や生垣、プランターは、良好な都市環境・景観の形成、野生生物の生息・移動空間の提供、災害時の延焼の遅延等の役割を果たしています。 ■良好な環境・景観の提供 ・【地域経済】工場の敷地の外縁等に植栽されたみどりは、騒音の緩衝や景観の向上等、環境保全や景観形成に寄与しています。	■緑化量の不足 ・【都市・社会基盤】中心市街地や沿道商業地、工業地においては、緑化された店舗や事務所、工場が一部に見られますが、全体としてはみどりが十分とは言えない状況です。 ■緑視率の低下 ・【都市・社会基盤】形成されてから時間が経っている市街地内の住宅地等では、緑視率がかなり低い傾向にあります。 ・【都市・社会基盤】一部を除く主要駅前や区役所周辺等の中心市街地のみどりについて、緑視率が低くなっています。
質	■歴史性のあるみどりの提供 ・【環境】社寺林、天然記念物に指定されている樹木や庭園等は、歴史を感じさせる貴重なみどりとなっています。 ■共創による取組の推進 ・【地域経済】一部の地区では地区計画のルールや協定、申合せにより地区全体で緑化に取り組んでおり、環境保全や防災機能の向上、良好な景観形成が図られています。	■歴史性のあるみどりの減少 ・【環境】住宅地や社寺等において、建替えや駐車場の確保等により、古木・大木が伐採されている場合があります。 ■共創による取組の不足 ・【環境】地区全体で緑化に取り組んでいるのは一部の地区に限られており、更なる取組の推進が必要です。

⑩ 市民・事業者等との共創

	強み	弱み
量	■企業による緑化活動の実施 ・【地域経済】企業意向調査より、6 割以上の企業で敷地内での活動が実施されています。	■緑地量の不足 ・【環境】市民意向調査より、ここ 10 年でのみどりの量は維持されていると感じる意見の割合が高くなっていますが、<u>現在のみどりの量に対して、「多い」よりは「少ない」と感じる傾向の意見の割合が高くなっています。</u>
質	■企業による緑化活動の実施 ・【地域経済】企業意向調査より、敷地外の活動として、敷地近隣の清掃や美化活動が実施されています。 ■事業者による民間活力導入への意向 ・【地域経済】企業意向調査より、<u>都市公園における民間活力導入について、「あまり興味・関心がない」の割合が最も高い一方で、3 割以上の企業が取組に前向きな回答を示しています。</u>	■市民の活動への参加意向 ・【地域経済】市民意向調査より、みどりに関するまちづくりへの参加について、<u>「参加していないし、今後も参加するつもりはない」の割合が 33.5%と最も高くなっています。</u> ■身近な公園に対する評価の低下 ・【都市・社会基盤】市民意向調査より、身近な公園の評価では、「普通」の割合が最も高く、次いで「やや不満」の割合が高くなっています。 ■緑地行政における課題の共有 ・【地域経済】<u>緑地行政における財政面の不足について市民・事業者と問題意識を共有し共創により取組を推進</u>する必要があります。

■主なみどりの評価



2-6 みどりを取り巻く環境（トレンド）

平成 27（2015）年 4 月に、第 3 次静岡市総合計画や静岡市都市計画マスタープラン、静岡市みどり条例をはじめとした上位・関連計画と整合を図り、概ね 20 年後の実現を目指した計画として前計画の改定を行いました。しかしながら、計画改定以降、都市のみどりを取り巻く状況は大きく変化しています。社会情勢の変化や本市における人口動向や関連する計画の取組状況を踏まえ、みどりを取り巻く環境（トレンド）を整理します。

（1）本市を取り巻く社会動向の変化

① 少子高齢化・人口減少

～少子高齢化・人口減少を背景としたみどりに求められる役割の変化～

国の人口は平成 22（2010）年をピークに減少を始め、同時に急速な高齢化が進行しています。少子高齢化・人口減少は、地域活力の低下や経済活動の停滞等の影響を及ぼすことが懸念されます。本市の人口は、平成 2（1990）年から減少を続けており、令和 2（2020）年の国勢調査では 70 万人を下回りました。移住促進をはじめとした人口の社会増のための取組を進めているものの、今後も更なる少子高齢化・人口減少は避けられないと見込まれます。

本市の緑地行政においては、こうした人口構造の変化を踏まえ、みどりに求められる役割の変化を把握し、公民共創による都市公園の整備の促進、みどりの配置や求められる機能の再編への転換を推進します。また、市民や事業者との共創により、地域活力の向上や経済活動の活性化に寄与するみどりの創出について推進します。

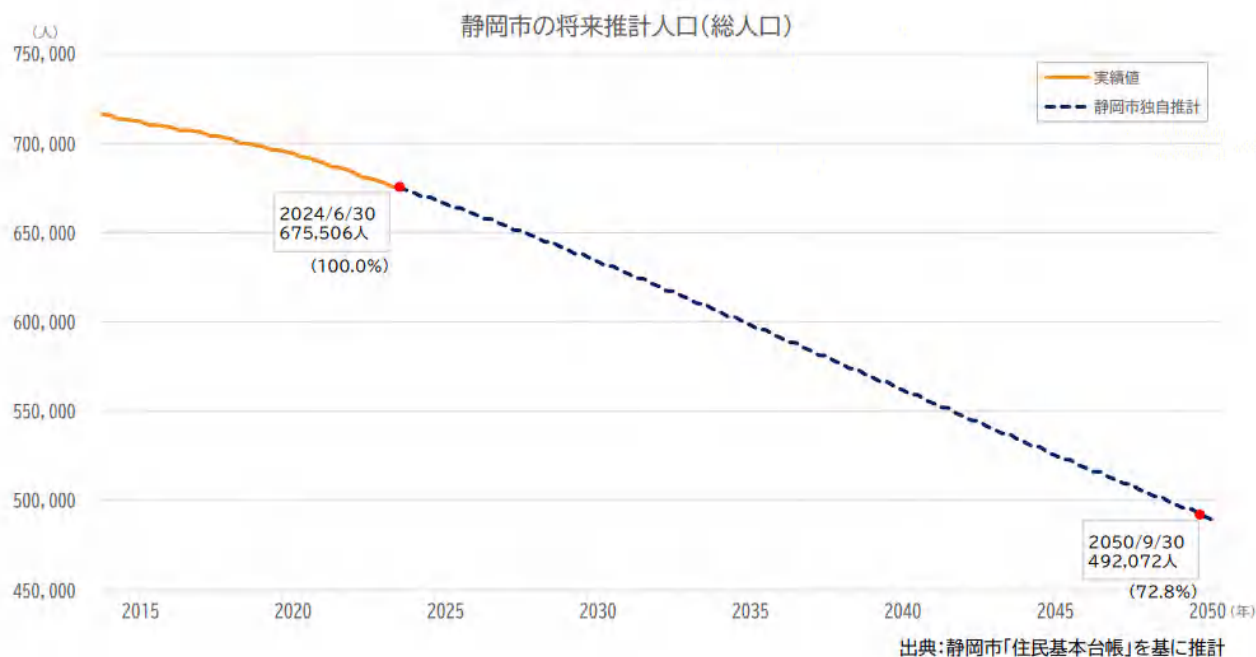


図 静岡市の将来推計人口（総人口）
（出典：静岡市の人口減少の要因分析と対策に向けた調査研究最終報告書）

② 災害の激甚化・頻発化

～都市公園等における防災・減災に寄与する機能導入の必要性の高まり～

東日本大震災での津波被害や、日本各地での集中豪雨による土砂災害をはじめとして災害の様相も多様化しています。本市では、過去には昭和 49（1974）年に発生した「七夕豪雨」により巴川が氾濫し、市内の多くの家屋が浸水し、由比地域では大規模な土砂崩れが発生するなど、市内全域で甚大な被害が発生しており、令和 4（2022）年 9 月に発生した台風第 15 号では、市内での 24 時間降水量が 416.5 ミリ、時間あたりの最大降水量が 107 ミリを記録し、各所で浸水被害が発生するとともに、道路の崩壊や河川護岸の欠損、倒木や土砂流入による道路の寸断、水管橋の落橋、上水道の取水口への土砂の流入に起因する断水等、市民の生活に大きな爪痕を残しました。また、静岡県第 4 次地震被害想定では、沿岸地域の津波浸水、建物倒壊や火災延焼等による被害を想定しており、本市の緑地行政においても防災・減災に寄与する緑地の維持・創出が求められています。既存のみどりにおける防災・減災に効果のある施設としては、市街地の浸水被害を軽減するため、河川の水位上昇を抑える「麻機遊水地」、公園・学校のグラウンドにおける雨水貯留施設があります。また、地震・大規模火災等緊急避難場所（広域避難地）に指定している駿府城公園、清水船越堤公園等をはじめとした大規模なみどり、地震や火災発生時における避難の場や復旧活動の地域拠点となり得る身近な公園、災害復旧時には応急仮設住宅等の建設地となる予定のみどり等を整備しており、これらの施設を適切に維持し災害時にその機能を発揮させることが求められます。

③ 社会共有資産の利活用

～社会的需要に対する公共施設の供給量適正化と社会共有資産の利活用～

人口が増加していた時代には多くの施設・建物が整備され、現在において行政所有や民間所有を含めた多くの「資産」が社会全体にストックされています。これからの人口減少時代は、この資産に対する需要が減少していくことから、蓄積されたストック資産をどのように活用していくかに焦点をあてた行政経営を行っていく必要があります。そこで、従来の「アセットマネジメント基本方針」を全面的に改訂し、将来の人口推計を見据えて、新たに「静岡市社会共有資産利活用基本方針」を掲げ、本市に存在する資産を最大限活用するという考え方に移行していきます。

現時点での需要に応じた施設整備も必要ですが、将来の需要に応じて、高度経済成長期から現在に渡って整備された資産を活用していくことや、今後本当に必要となる施設についての判断をしながら、施設の供給量を考えていく必要があります。

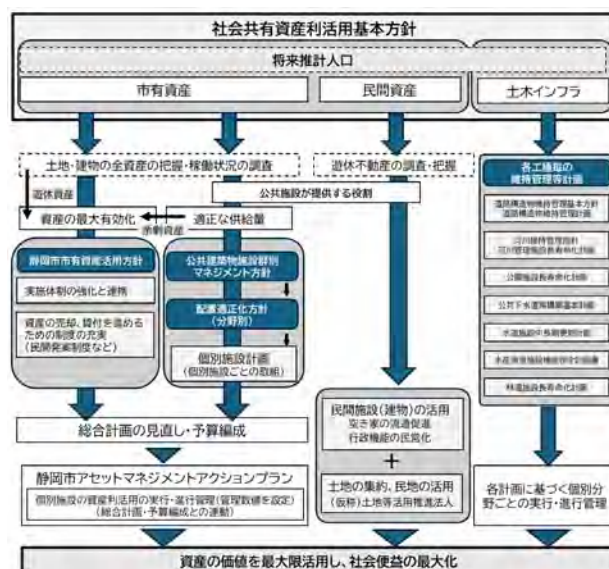


図 社会共有資産利活用マネジメント体系図
（出典：静岡市社会共有資産利活用基本方針）

(2) 全国的な緑地行政に関連する動向

① グリーンインフラの推進

～地域課題解決の場としてのみどりの創出に向けた機運の高まり～

みどりが果たす役割として「グリーンインフラ」の概念への注目が高まっています。

「グリーンインフラ」の意義について、グリーンインフラ推進戦略 2023（令和5（2023）年9月国土交通省公表）では「人々に快適性や安全性等を提供し、社会課題の解決を図る社会資本整備やまちづくり等に自然を資本財（自然資本財）として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するものであり、従来、対峙するものとして捉えられがちであった社会資本財と自然資本財の重なり合い、グラデーションの中で、それぞれの良さを統合的に発揮させるものである。」とされています。

また、本戦略では、グリーンインフラで目指す姿として、「自然の力に支えられ、安全・安心に暮らせる社会」、「自然の中で、健康で快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会」、「自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会」、「自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会」を掲げ、「自然と共生する社会」の実現に向けた取組の視点や方向性が示されています。

本市においても、既往の社会資本整備事業や土地利用で、自然環境が持つ、防災・減災、地域振興、環境といった各種機能を活用した取組をすでに実施しており、今後もそれぞれの分野で取組を推進します。

- グリーンインフラの概念が定着し、本格的な実装フェーズへ移行するとともに、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX等の世界的潮流等を踏まえ、前戦略(R元年7月)を全面改訂し、新たな「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定。
- 本戦略では、新たにグリーンインフラの目指す姿や取組に当たっての視点を示すとともに、官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを目指し、国土交通省の取組を総合的・体系的に位置づけ。



図 グリーンインフラ推進戦略 2023 の概要（出典：国土交通省ホームページ）

② みどりに係る法改正等の近年の動向

～民間事業者との共創によるみどりに関する取組の促進～

近年のみどりに係る法改正等の動向についてみると、平成 29（2017）年 6 月に、積極的な緑地創出の促進、都市農地の適正な保全といった量的側面とともに、都市公園の活性化や魅力向上、老朽化対策等の質的側面からも取組を促進するため、「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されました。この法改正では、都市公園における民間活力導入の仕組みである Park-PFI 制度が創設され、都市農地の保全・活用においては生産緑地地区の面積要件が緩和される等の人口減少社会において潤いある豊かな都市空間を形成するための仕組みが整えられるとともに、みどりの基本計画の充実として、都市公園の管理の方針等について本計画への記載事項の拡充が求められています。

また、令和 6（2024）年 11 月に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律」では、気候変動対応や生物多様性の確保、Well-being の向上に対して大きな役割を有している都市緑地の多様な機能の発揮や都市におけるエネルギーの効率的利用を図る取組の推進に向けた支援策等が充実されました。市内の様々なみどりについて市民や事業者等との共創による取組の促進が求められます。



図 「都市緑地法等の一部を改正する法律

（平成 29（2017）年 6 月施行）」の概要（出典：国土交通省資料）



図 「都市緑地法等の一部を改正する法律

（令和 6（2024）年 2 月閣議決定）」の概要（出典：国土交通省資料）

表 みどりに係る法改正等の近年の動向

平成 29（2017）年 6 月	○「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行
令和 6（2024）年 11 月	○「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行

③ 都市公園に関する動向

～整備量の確保を急ぐ時代からストック活用の時代へのパラダイムシフト～

平成 28(2016)年 5 月の「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ」では、①ストック効果をより高める、②民との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなす、の三つの観点を重視し、緑とオープンスペース政策は『新たなステージ』に移行すべきとの方向性がとりまとめられました。

また、令和 4 (2022) 年 10 月の国土交通省による「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言」では、「使われ活きる公園」の実現に必要な「都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～」が示されており対応が求められます。

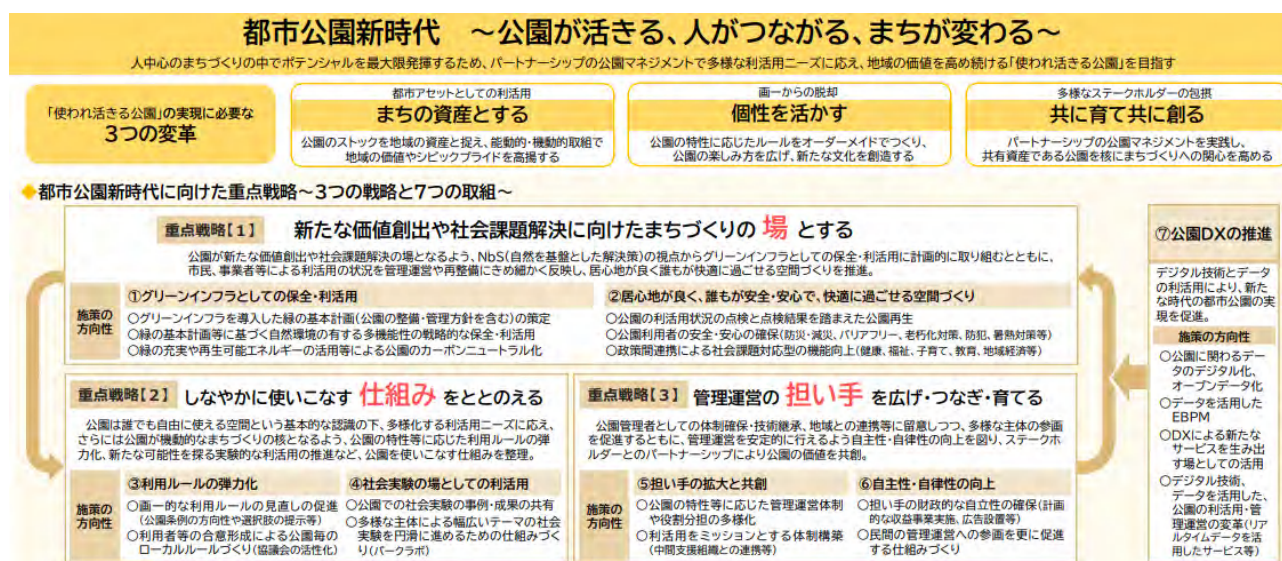


図 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言

<都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～>

(出典:「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言(概要)」より抜粋)

表 都市公園に関する近年の動向

平成 28 (2016) 年 5 月	○「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ ○「都市公園のストック向上に向けた手引き」の策定
令和 4 (2022) 年 10 月	○「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」提言

④ 生物多様性の保全 ～世界目標 30by30 の達成に向けた取組の加速～

地球温暖化に伴う生態系への影響等の生物多様性をめぐる様々な問題に対する取組は、平成4（1992）年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議（地球サミット）」にあわせて「生物多様性条約」が採択されたことに始まり、日本も平成5（1993）年に同条約を締結しました。その後、日本で最初の「生物多様性国家戦略」（平成7（1995）年）が策定され、生物多様性地域戦略の根拠となる「生物多様性基本法」（平成20（2008）年）も制定されました。生物多様性条約第10回締約国会議（COP10 平成22（2010）年名古屋市）では、令和2（2020）年までに生物多様性の損失を止めることを目的に「愛知目標」が採択され、日本では、愛知目標を反映した「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成24（2012）年）が策定されました。また、「愛知目標」が令和2（2020）年に目標年を迎えたことをうけて、COP15（令和3（2021）年及び令和4（2022）年に開催）では、具体的な指標を盛り込んだ新たな世界目標 30by30（令和12（2030）年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全）が採択されており、その目標を達成するためには、国立公園等の拡充のみならず、里山や企業林、社寺林等のように地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地を OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）として国際データベースに登録し、その保全を促進していくことが求められます。本市においては、「麻機遊水地」等が自然共生サイトとして登録されており、今後も生物多様性の保全に関する民間の取組等について支援を推進することが重要です。



図 自然・生きものに親しむライフスタイルが楽しめる静岡市
（出典：第2次静岡市生物多様性地域戦略簡易版リーフレット）

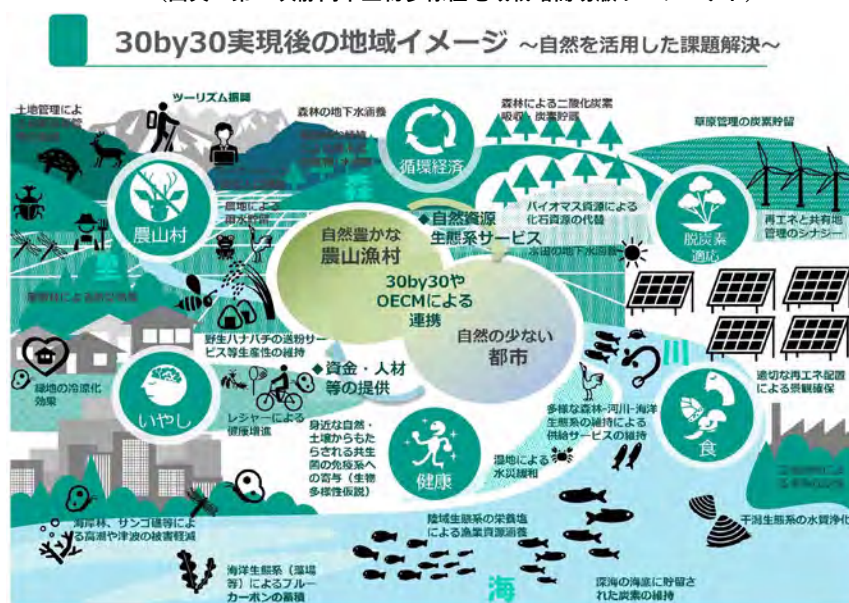


図 30by30 実現後の地域のイメージ～自然を活用した課題解決～
（出典：30by30 ロードマップ（国土交通省資料））

(3) 全国的なまちづくりに関連する動向

① 持続可能なまちづくり ～SDG s の推進～

国際的な気候変動をはじめとする地球規模での環境問題への関心が高まる中、国連サミットで 17 の目標（ゴール）からなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。17 の目標（ゴール）は経済、社会、環境（自然資本）に分類することができますが、その中でも環境（自然資本）を 17 の目標（ゴール）を達成するための根幹に位置付ける考え方もあります。このことから、本計画の推進による、緑地保全や緑化の実現により、関連のある目標の達成への貢献が期待されます。

本市においては、SDGs 未来都市・ハブ都市として「世界水準のまち」を目指し、様々な取組が進められています。本市は、SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済、社会、環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・

地域として、国から平成 30（2018）年 6 月に SDGs 未来都市に選定されました。また、国連ニューヨーク本部で開催された SDGs 推進会議や国際ハイレベル政治フォーラム等の国際会議に参加し、本市の取組を世界に向けて発信しており、平成 30（2018）年 7 月にアジア初の SDGs ハブ都市に選定されました。さらに、本市では SDGs 推進に関する基本的な考え方と必要な事項を定めるため、平成 31(2019)年 3 月に「静岡市 SDGs 実施指針～持続可能なまちづくりのために～」を策定し、「市政への組込み」、「普及・啓発」、「情報発信」の 3 つの取組を柱として、本市の持続的な発展につなげていくことを明記しました。また、第 4 次静岡市総合計画では、SDGs の理念を本市の政策・施策に取り込むことで、SDGs の推進に大きく寄与し国際社会への責任を果たすとともに、公益性と事業性の両立を図りながら「世界に輝く静岡」を実現することとしています。また、「デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進」、「グリーン・トランスフォーメーション（GX）の推進」を重要な政策手段として意識し取り組んでいくこととしています。このことから、本計画においても、各大目標の実現に貢献することを念頭におき取組を推進します。

なお、SDGs の目標期限(令和 12(2030)年)は、本計画の中期目標(令和 15(2033)年)よりも先に到来することから、令和 12(2030)年以降の SDG s に関する新たな方向性が示された際には、本計画における取組にその内容を反映します。



図 持続可能な開発目標（SDG s）
（出典：国際連合広報センター）



図 持続可能な開発目標（SDG s）の 3 つの層への分類
（出典：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ）

【17 の目標（ゴール）のうち本計画に特に関連するもの】



② 脱炭素社会の形成 ～カーボンニュートラルの達成に向けた取組の加速～

令和 2（2020）年 10 月、政府は令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

本市においては、令和 2（2020）年 12 月に令和 32（2050）年温室効果ガス排出実質ゼロを宣言しており、市民・事業者・行政が一体となり温室効果ガス排出実質ゼロに向け各種取組を推進しています。また、令和 4（2022）年には本市のカーボンニュートラルに向けた提案が、「脱炭素先行地域※」として選定されており、本市における脱炭素社会に向けた取組は加速しています。本市の緑地行政においても農地や森林をはじめとした二酸化炭素の吸収源となるみどりの保全や脱炭素に向けたまちづくりに寄与するみどりの維持・創出が求められます。

※脱炭素先行地域とは

令和 32（2050）年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、国全体の令和 12（2030）年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなる地域のことであり、本市では、「清水駅東口エリア」、「日の出エリア（海洋観光開発エリア）」、「恩田原・片山エリア（工業物流エリア）」が指定されています。

③ まちなかウォークブルの推進 ～道路空間の柔軟な利活用の促進～

生産年齢人口の減少や働き方の多様化等の都市を巡る環境の変化に対応し、都市の新たな魅力を創出するとともに活力を維持することが求められており、都市における活動の場として道路空間等の屋外の公共空間を積極的に利活用する動きが全国的に加速しています。特に道路及び沿線の空間においては、令和 2（2020）年 9 月の都市再生特別措置法改正による「官民が一体となった交流・滞在空間創出のための制度拡充」や、同年 11 月の道路法改正による「歩行者利便増進道路制度（通称：ほこみち）」の創設を受け、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出するためのまちなかウォークブルに関する取組が各地において進められています。本市においても、令和元（2019）年にウォークブル推進都市に登録され、青葉通り、追手町音羽町線、呉服町通り等をはじめとして道路空間の利活用に関する取組を実施しており、今後も更なる取組の実施を推進します。

＜本市におけるまちなかウォーカブルの取組事例＞



【青葉通り】

静岡市が目指す「人中心のまちづくり」を市民、来訪者の方々に体験してもらうべく、静岡都心地区の中心である青葉シンボルロードを題材にし、令和6年10月に「アオパブリング」と題して大規模な交通規制を伴う実証実験を11日間実施した。全幅36mのシンボルロードを一体で活用するため、車道と歩道の間のポラード等を撤去し、通行止めにした車道にもファニチャーを設置することで人に優しく、居心地の良い空間を実現させた。人の流れや滞在性・交通への影響などは、データを使って検証し、今後の再整備計画へ反映させていく予定。



【追手町音羽町線】

平成26(2014)年度、地元からの空間活用についての要望書提出を契機に、地元・庁内関係課・所轄警察で組織する空間活用検討協議会を設置。平成31(2019)年度に御伝鷹まちづくり株式会社を都市再生推進法人に指定、令和2(2020)年度には空間整備も完了し、「歴史文化への誘い道」として地域主体による道路空間の活用が進められている。水辺デッキを含めた歩道空間において、露店営業やイベント開催など賑わい活動が行われており、令和3(2021)年春には、道路内建建築物としてカフェ店舗がオープンし、『駿府ホリノテラス』を愛称に水辺デッキと一体的な空間活用が実現した。



【Honeycomb Square (ハニカムスクエア)】

街中に休憩スペースの設置を望む声が多い中、令和2(2020)年3月末に廃止となったパーキングチケット跡地を活用し、コロナ禍でも安心して屋外に滞留できるスペースとしてパークレットを設置することを静岡市から地元商店街に提案。早期に合意を得られたことから、社会実験として令和2(2020)年9月末より供用。設計・施工を静岡木材業協同組合に依頼し、デザインを取り組みに協賛した地元民間企業が担当、商店街が維持管理を行う等、官民連携が図られている。なお、社会実験から本格設置へ移行を検討すること、施設の劣化を考慮して、令和5(2023)年3月にて撤去されている。

(出典：ウォーカブルポータルサイト)



図 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」イメージ図 (出典：国土交通省資料)

④ こどもまんなか社会の創出 ～「こどもまんなかまちづくり」の加速～

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行されました。

また、「こども基本法」に関連して令和5（2023）年12月に閣議決定された「こども大綱」及び「こども未来戦略」に基づき、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速させるため、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民との交流機会の創出に資する都市公園の整備等を支援する「こどもまんなか公園づくり支援事業」が創設されました。

本市においても公園などのみどりを子育て環境の重要な要素と捉え、こどもや若者の意見を反映したうえで、こども達が安全・安心に遊べる自然環境や若者が楽しむことのできるみどりを創出することが求められます。



図 こどもの遊び場となる都市公園整備等の支援
(出典：国土交通省資料)

⑤ 新型コロナ危機を契機としたまちづくり ～屋外空間への需要の高まり～

令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」と言う。）の拡大により、「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することが呼びかけられ、市民生活に大きな影響がありました。

国土交通省では「新しい生活様式」を公園や緑の力で健康に～ニューノーマルに対応した公園・緑の利活用～と題し、新型コロナに対応した「新しい生活様式」の定着が求められることに基づき、感染対策に気をつけながら積極的に都市公園やみどりの空間を利用するためのポイントをまとめており、本計画においてもそれらのポイントを考慮し取組の検討にあたります。



図 「新しい生活様式」を心がけて公園をつかおう！4つのポイント
(出典：国土交通省ホームページ)

2-7 みどりの課題

「2-6 みどりを取り巻く環境（トレンド）」を背景として、「2-5 みどりの評価」の内容を踏まえ、本計画において取り組むべき視点を「みどりの課題」として整理します。

みどりの評価

「2-5 みどりの評価」の主な点について、みどりに関わる取組において連携が想定される分野（「都市・社会基盤」、「環境」、「農林水産」、「防災・減災」、「観光・交流」、「健康福祉・子ども教育・文化スポーツ」、「地域経済」）の分野別に整理します。

都市・ 社会基盤

- ・本市の都市公園等の市民一人当たりの整備水準は、近年増加しているものの、市民ニーズに合った質の高い都市公園等の創出が求められる。
- ・安倍川、興津川、富士川等の河川は、豊かな自然を有し、野鳥や水生生物などの生息空間となっている。
- ・街路樹の大木化や整備に伴う総量の増加等により、行政によるきめ細やかな維持管理が困難な状況となっている。

環境

- ・縁辺部の山地・丘陵地のみどりは本市のみどりの軸を構成し、安倍川、富士川、麻機遊水地などの水辺空間は、水の軸を構成している。
- ・生物多様性の観点から豊かな自然環境の保全が求められる。

農林 水産

- ・農地保全の担い手不足等を一因として、生産緑地地区などの都市農地が減少傾向にあり、都市農地の適切な維持・活用のため更なる推進が求められる。

防災・ 減災

- ・地域の身近な公園の不足により、災害時の避難場所や復旧活動の拠点ともなるオープンスペースの不足につながる。
- ・既存の防災・減災機能を有するみどりに関連する施設について適切な管理が求められる。

観光・ 交流

- ・駿府城公園などの歴史の拠点や日本平公園、大浜公園などの静岡らしさを感じられるみどりの拠点は、本市の魅力を高めるまちの資産として、さらなる利活用が必要である。

健康福祉・ 子ども教育・ 文化スポーツ

- ・身近な公園について、環境学習や地域のイベントの場として、より積極的な利活用が必要である。
- ・高齢者や障がい者を含め誰にでも使いやすいインクルーシブ遊具の充実など、心豊かな生活を支えるサードプレイスとなる公園・緑地が必要である。

地域 経済

- ・緑地行政における財政面をはじめとした課題について市民・事業者と問題意識を共有し、共創により取組を推進する必要がある。
- ・公園・緑地の柔軟な利活用のための仕組みが整っておらず、民間企業や地域住民等による柔軟な管理運営ができていない。
- ・市民一人当たり公園面積が10㎡/人に達していない中、公園や緑地の「量」を充足させるとともに、既存の公園・緑地の「質」を高めていく必要がある。

みどりの課題

みどりの評価から、本市におけるみどりの課題を抽出します。また、各課題について、みどりに関わる取組において連携が想定される分野（「都市・社会基盤」、「環境」、「農林水産」、「防災・減災」、「観光・交流」、「健康福祉・子ども教育・文化スポーツ」、「地域経済」）との関連を示します。

課題1 豊かな自然環境、特色あるみどりの保全・活用

山地・丘陵地に囲まれた豊かな自然環境とともに、日本平、三保松原等の景勝地のみどりや、安倍川、富士川、麻機遊水地等の豊かな水辺のネットワークを有しており、良好な状態で将来に継承していくとともに、レクリエーションや観光資源として活用していくことが期待される。

みどりに関わる取組において
連携が想定される分野

環境

農林水産

都市・
社会基盤

観光・交流

課題2 身近なみどりの充実と防災・減災の取組

近年、様々な自然災害が激甚化・頻発化しており、巨大地震や洪水・津波浸水、土砂災害等の大規模災害に備えていくために、みどりの防災・減災機能の重要性が再認識されている。街区公園等の身近な公園は、日常的なコミュニティの場、地震や火災発生時における避難の場等となり得るため、適切な管理が求められる。

グリーンインフラの視点より、みどりの多面的機能を活かし、防災・減災機能を備えた都市公園等の整備や充実を図る必要がある。

みどりに関わる取組において
連携が想定される分野

防災・減災

都市・
社会基盤

環境

課題3 持続型・集約型のまちづくりや、多様化する市民ニーズへの対応に寄与するみどりの創出

少子高齢化・人口減少への対応として、「コンパクトなまちづくり」と「活力ある地域づくり」等の実現を目指していく中で、より効果的なみどりの配置や創出が求められる。また、コロナ後の新しい生活様式や変化する社会情勢を受けて、都市公園等のみどりとオープンスペースに対する市民ニーズも多様化している。

新たな都市の将来像の実現と、多様化する市民生活に対応・貢献していくため、都市公園等のみどりの整備や魅力づくりに取り組む必要がある。

みどりに関わる取組において
連携が想定される分野

都市・
社会基盤

観光・交流

健康福祉・子ども教育・
文化スポーツ

課題4 公民共創によるみどりの創出

主要駅前や区役所周辺等の中心市街地のみどりについて、街路空間や公共施設等、民有地における積極的な緑化の推進等、重点的な取組が必要である。また、市民のみどりのまちづくり活動への参加意欲は約3割と低く、まちなかのみどりの充実に向けて、新たな担い手の育成や活動支援等が求められる。

一方で、民間事業者による公園整備・運営等の機運は高まっており、質の高いみどりの創出と活用による賑わい創出、周辺地域の活性化が期待される。

みどりに関わる取組において
連携が想定される分野

地域経済

都市・
社会基盤

健康福祉・子ども教育・
文化スポーツ